

# 令和7年度建設業者説明会 次第

日 時：令和7年5月30日（金）

午前10時から

場 所：御殿場市民会館 小ホール

1 開 会

2 挨拶…………… 副市長

3 優良工事表彰

4 説明内容

(1) 等級の格付及び指名基準について…………… 総務部長

(2) 工事発注基準額の運用について…………… 管財課長

(3) 制度改正及び新制度の導入について…………… 管財課長

(4) 令和6年度工事検査結果、令和7年度工事における留意事項等について  
…………… 検査監

5 質疑応答

6 閉 会



# 令和7年度建設業者説明会

## 資 料

令和7年5月30日（金）

御殿場市民会館 小ホール

御殿場市役所

管財課 管財契約スタッフ 0550-82-4322

工事検査室 0550-82-4423



令和7年度 御殿場市優良工事表彰 受彰者名簿

【請負業者】

(敬称略)

No.	表彰部門	請 負 業 者 名	備 考
1	土木・大規模工事	(株)寿組	
2	土木・標準工事	(株)渡創建設	
3	建築・大規模工事	(株)オサコー建設	
4	建築・標準工事	(有)杉山工事店	

【技術者】

(敬称略)

No.	表彰部門	技 術 者 名	備 考
		対 象 工 事	
1	土木・大規模工事	(株)寿組 勝間田 浩之 東富士演習場周辺障害防止対策事業(普)小山川河川改修工事	
2	土木・標準工事	(株)渡創建設 渡邊 泰三 (普)蝮沢川河川改修工事	
3	建築・大規模工事	(株)オサコー建設 草薨 丈偉 御殿場市立西学校給食センター調理室改修工事	
4	建築・標準工事	(有)杉山工事店 杉山 啓二 公共浄化槽等整備推進事業 公設浄化槽設置工事(その1)	

## (1) 等級の格付及び指名基準について

### ■ 等級の格付について（資料1、11ページ）

令和7年5月8日付で、入札の際の業者の格付及び選定について定めた「御殿場市建設工事入札参加者選定要綱」について、次のとおり改正を行いました。

◎「土木一式工事・建築一式工事・管工事」のランク分けの基準となる点数を、Bランク－50点とした。

### ■ 入札への参加資格について

経営規模等評価結果通知書に完工高が出ている業種かつ参加希望のある業種について資格を付与しています。

複数の業種に資格を有する場合は、専門分野を優先しながら指名します。

### ■ 指名順序について

市の方針として、地元企業の育成及び地域経済の活性化の観点から、市内業者を最優先に指名します。

### ■ 舗装工事の取扱いについて

- ・改良（拡幅、側溝の設置等）の割合の大きい工事⇒土木業者を指名
- ・舗装のみ（表層、路盤）⇒舗装業者を指名
- ・舗装補修⇒舗装業者を指名

### ■ 設備工事の取扱いについて

建築工事に付随する1,000万円以上の設備工事の発注については、原則として本体との分離発注とします。

### ■ 水道工事の取扱いについて

御殿場市指定給水装置工事事業者で、市の資格認定を受けた業者を優先します。

なお、特殊工法（推進工法、特殊管、水管橋、貯水池等）の業者についてはこの限りではありません。

## (2) 工事発注基準額の運用について

原則として、以下の基準表に基づき発注を行います。

### ■ 発注運用基準表

単位: 万円  
(消費税等抜額)

工種 等級・業者数		土木	舗装	建築	電気	管
A	8	2,000 以上	2,000 以上	3,000 以上	2,000 以上	2,000 以上
B	7	1,000 以上 3,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	1,500 以上 3,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	1,000 以上 3,000 未満
C	6	1,200 未満	1,500 未満	2,000 未満	1,500 未満	1,500 未満

○御殿場市が発注する建設工事の請負に係る競争入札に参加するものに必要な資格を定める告示

#### ・発注基準表

等級	工事の種類及び発注基準金額		
	土木一式工事及び 舗装工事	建築一式工事	電気工事及び 管工事
A	1,000 万円以上	1,000 万円以上	1,000 万円以上
B	2,00 万円以上 3,000 万円未満	2,00 万円以上 3,000 万円未満	2,00 万円以上 3,000 万円未満
C	2,000 万円未満	2,000 万円未満	1,500 万円未満

### ■ 一般競争入札について

原則として、土木工事は B ランク以上を対象とした工事、他の工事は 3,000 万円以上の工事を一般競争入札で行います。

### (3) 制度改正及び新制度の導入について

#### ■ 「御殿場市建設工事執行規則」及び「御殿場市建設工事請負契約約款」の改正について（資料2、12ページ～）

建設業法の改正に伴い、「御殿場市建設工事執行規則」及び「御殿場市建設工事請負契約約款」を令和7年6月1日に改正します。

##### 【改正内容】

監理技術者補佐について定めている建設業法第26条第3項ただし書が、同条第3項第2号として下記のとおり改められたことから、御殿場市建設工事執行規則及び御殿場市建設工事請負契約約款について資料2のとおり改めます。

改正前：建設業法第26条

3（前文略）ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りではない。

改正後：建設業法第26条

3（前文略）ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

一（略）

二当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者。

#### ■ 「御殿場市週休2日推進工事实施要領」の改正について（資料3、34ページ～）

静岡県週休2日推進工事積算要領等が改正されたことに伴い、御殿場市週休2日推進工事实施要領について資料3のとおり改めます。

令和7年度も引き続き、週休2日の実施に馴染まない工事を除く全ての工事を週休2日推進工事として実施する予定です。

対象工事については入札公告又は指名通知書に記載しますので、ご協力をお願いします。

なお、令和7年4月発注工事から「通期の週休2日」から「月単位の週休2日」となりました。

■「御殿場市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和」の改正について  
(資料4、39ページ～)

建設業法の改正に伴い、「御殿場市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和」に関する内規を一部変更し、資料4のとおり改めます。

対象工事の要件である1件の当初請負金額(税込)について、4000万円(建築一式工事の場合は8000万円)から4500万円(建築一式工事の場合は9000万円)に引き上げます。

【改正予定について】

■「御殿場市建設工事執行規則」及び「御殿場市建設工事請負契約約款」の改正について

前払金の使途拡大措置(前払金を現場管理費及び一般管理費等のうち、当該工事の施工に必要な費用に充当可能。ただし、これらの目的に使用できる金額は前払金総額の100分の25を上限とする。)が恒久化されたことに伴い、「御殿場市建設工事執行規則」及び「御殿場市建設工事請負契約約款」の改正を予定しています。

【その他、継続して行う制度について】

■産官連携による一斉休工「ふじ丸デー」の協力依頼について

令和3年4月から開始した「ふじ丸デー」について、令和7年度も毎週土曜を休工とする取組を継続します。

今後も、取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

■建設業退職金共済制度(建退共制度)の運用について  
(資料5、43ページ～)

証紙購入時に金融機関が発行する「掛金収納書」について、令和6年6月以降の契約から次のとおり取り扱っていますので、引き続きご協力をお願いします。

【～R5】契約時、契約書の中に貼付



【R6～】契約後、所定の台紙に貼付し、契約書には綴じこまずに提出

※P.43の「掛金収納書提出用台紙(様式第033号)」(建退共ホームページからダウンロード可)に貼付し、契約締結後1か月以内に管財課へ提出してください(契約書締結時に一緒に提出いただくと助かります)。

※電子申請方式を選択した場合は、退職金ポイント購入時に建退共が発行する掛金収納書(電子申請方式)を原則として契約締結後40日以内に管財課へ提出してください。

## ■電子入札について（資料6、45ページ～）

引き続き、建設工事及び建設工事関連業務委託については、原則として、電子入札で執行します。入札期間や金額の入力については、誤りがないようにお願いします。

また、導入が済んでいない場合は、静岡県共同利用電子入札ポータルサイト【<http://www.cals-shizuoka.jp/ec/>】にアクセスし、導入をお願いします。

## ■契約担当課について

引き続き、工事番号により契約の担当課が異なりますので、お間違えの無いようお願いいたします。

- ・令和7年度 第〇〇号……管財課
- ・令和7年度 水第〇〇号…上水道課
- ・令和7年度 下第〇〇号…下水道課

#### (4) 令和6年度工事検査結果、令和7年度工事における留意事項等について

##### ① 令和6年度 工事検査結果の概要

##### 工事担当課

- ・工事担当課（9課）  
上水道課、下水道課、農林整備課、都市整備課、建築住宅課、道路河川課、管理維持課、公園緑地課、教育施設課
- ・受託関係課（2課）  
御殿場市土地開発公社（都市整備課）、保育幼稚園課

表1 工事検査実施件数 (単位:件)

工事検査実施年度	工事検査実施件数			完成検査実施件数			中間検査等実施件数		
	工種内訳			工種内訳			工種内訳		
	土木	建築		土木	建築		土木	建築	
令和6年度	125	111	24	103	94	9	22	7	15
令和5年度	147	110	37	121	99	22	26	11	15
前年比較	△22	1	△13	△18	△5	△13	△4	△4	0

表2 完成検査実施工事の合計請負代金額 (単位:円)

完成検査実施年度	合計請負代金額 (円)		
	工種内訳		
	土木	建築	
令和6年度	4,295,049,000	3,670,920,000	624,129,000
令和5年度	4,078,481,000	3,005,739,000	1,072,742,000
比較	216,568,000	665,181,000	△448,613,000

表3 工事成績 (単位:点)

完成検査実施年度	平均点			最高点			最低点		
	工種内訳			工種内訳			工種内訳		
	土木	建築		土木	建築		土木	建築	
令和6年度	78.5	78.4	79.2	81.2	81.1	81.2	75.0	75.0	77.1
令和5年度	77.9	77.7	78.7	81.6	81.6	81.6	73.9	74.8	73.9
比較	0.6	0.7	0.5	△0.4	△0.5	△0.4	1.1	0.2	3.2

表4 繰越等工事件数 (単位:件)

年度	翌年度に継続して実施する工事の件数 (件)
令和6年度	22
令和5年度	19
比較	3

# 令和6年度 工事担当課別工事検査結果一覧表

工事担当別 部 *1	検査実施件数 (件)										請負代金額 (円)			工事成績 (点)		
	合計	完成	管財課					担当課			検査区分		最高点	最低点	平均点	
			完 計	完 本年度	完 前年度 繰越*2	既済 部分	中間	材料	材料 製造	出来形 部分	完成	管財課				担当課
環	21	21	21	21								653,620,000		79.6	75.0	78.2
下	4	4	4	4								66,451,000		78.7	77.8	78.4
産	16	16	15	1	1							211,706,000		79.2	76.5	77.8
都	1	1	1	1								20,350,000		79.2	79.2	79.2
公	1	1	1	1								29,689,000		77.2	77.2	77.2
都	3	2	3	1	1				1			137,258,000		79.4	79.4	79.4
道	46	40	28	12	6				6			1,686,454,000		81.1	76.2	78.7
管	15	14	14		1				1			240,053,000		79.5	78.0	78.5
教	12	2	12	1	10				10			179,850,000		81.2	81.2	81.2
土	1	1	1	1								842,578,000		80.2	80.2	80.2
受	5	1	5	1	4				4			227,040,000				
合	125	103	87	16	22				22			4,295,049,000		81.2	75.0	78.5
前	147	121	100	21	26				26			4,078,481,000		94 件	平均=78.5点	*3
計			121	147	26				26			4,078,481,000		113 件	平均=77.9点	*3

\*1 環 = 環境市民部 産 = 産業スポーツ部 都 = 都市建設部 教 = 教育部 受 = 受託検査  
 \*2 前年度繰越は、繰越明許、事故繰越し及び債務負担分  
 \*3 平均点数は、担当課検査分を含む。

② 令和7年度工事における留意事項等について

■ 令和7年度工事における留意点について（資料9、71ページ～）

「工事における留意点（土木・建築）」をご参照ください。

※現場代理人、主任技術者等現場担当者に周知をお願いします。



## 御殿場市建設工事入札参加者選定要綱の一部を改正する告示

御殿場市建設工事入札参加者選定要綱（昭和51年御殿場市告示第95号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

等級	土木一式工事	舗装工事	建築一式工事	電気工事	管工事
A	820以上	820以上	820以上	770以上	770以上
B	650以上	700以上	650以上	650以上	600以上
	819以下	819以下	819以下	769以下	769以下
C	649以下	699以下	649以下	649以下	599以下

## 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

# 資料2

## ○御殿場市建設工事執行規則

	昭和54年10月29日
	規則第11号
[注]	平成7年2月から改正経過を注記した。
改正	昭和56年8月26日規則第10号
	平成元年3月31日規則第10号
	平成7年2月20日規則第3号
	平成9年4月1日規則第13号
	平成9年5月30日規則第15号
	平成13年3月31日規則第11号
	平成14年3月5日規則第4号
	平成16年5月21日規則第8号
	平成16年9月10日規則第10号
	平成19年4月12日規則第18号
	平成20年3月28日規則第12号
	平成21年4月13日規則第19号
	平成22年3月10日規則第2号
	平成23年3月31日規則第13号
	平成24年12月20日規則第35号
	平成25年3月15日規則第14号
	平成26年1月24日規則第6号
	平成26年3月31日規則第20号
	平成28年3月30日規則第15号
	平成29年3月24日規則第8号
	平成29年5月22日規則第25号
	平成31年3月31日規則第24号
	令和2年3月24日規則第9号
	令和3年3月15日規則第7号
	令和3年3月31日規則第17号
	令和5年3月17日規則第4号
	令和6年1月25日規則第1号
	令和6年3月13日規則第6号
	令和7年6月1日規則第●号

御殿場市建設工事執行規則（昭和41年御殿場市規則第1号）の全部を改正する。

## 目次

第1章	総則（第1条—第10条）
第2章	契約（第11条—第17条）
第3章	請負工事の施工（第18条—第37条）
第4章	請負工事の検査及び引渡し並びに支払（第38条—第50条）
第5章	請負契約の解除（第51条—第61条）
第6章	雑則（第62条—第66条）
附則	
第1章	総則
（趣旨）	
第1条	この規則は、市が行う建設工事の執行方法に関し、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。
（用語の意義）	
第2条	この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（1）監督員	請負工事について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。
（2）工事	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
（工事の執行方法）	
第3条	工事の執行方法は、請負又は直営とし、特に必要があるときは、委託にすることができる。
2	請負で執行する場合には、分割又は分離して執行することができる。
3	直営で執行する場合には、一部を請負に付することができる。
（直営とする場合）	
第4条	次の各号のいずれかに該当するときは、直営で工事を執行するものとする。
（1）	工事の目的又は性質により、請負に付することを不相当と認めるとき。
（2）	急施を要し、請負に付する暇がないとき。
（3）	その他特に必要があると認めるとき。
	（一部改正〔平成24年規則35号〕）
	（受注者の資格要件）
第5条	工事の受注者は、市長が別に定める建設工事の請負に係る競争入札参加者に必要

な資格を有する者（以下「有資格者」という。）でなければならぬ。ただし、庁舎等の維持若しくは補修のための工事その他市長が特に必要があると認める工事で請負代金の額が100万円に満たないもの又は工事の性質上有資格者のうちに当該工事を施工することができずる者が不在の場合における当該工事の受注者についてはこの限りでない。

（一部改正〔平成24年規則35号〕）

（工事の見積り期間）

第6条 市長は、請負契約の方法が随時契約による場合にあつては契約を締結する以前に、入札の方法による競争に付する場合には入札を行う以前に次に掲げる見積り期間を設けるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

(1) 工事1件の予定価格が500万円未満の工事については、1日以上

(2) 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事については、10日以上

(3) 工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

（設計付入札）

第7条 工事の種類又は性質により、必要があると認めるときは、設計付入札に付することができぬ。

2 前項の場合においては、設計内容及び入札金額により選考のうえ落札者を決定する。

（入札書及び見積書）

第8条 様式第1号による入札書及び様式第2号による見積書は、封印のうえ、表面に「番号、何々工事入札書（見積書）在中」と明記し、裏面に入札者又は見積者の住所及び氏名を記載して提出させなければならない。

（工事用地の確保）

第9条 市長は、工事用地を、受注者が工事の施工上必要とする日（請負契約において特に期日を定めたときは、その期日）までに確保しなければならない。

（一部改正〔平成24年規則35号〕）

（関連工事の調整）

第10条 市長は、受注者の施工する工事及び市長の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は市長の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（一部改正〔平成24年規則35号〕）

第2章 契約

（請負契約の締結）

第11条 請負契約は、様式第3号による契約書及び御殿場市建設工事請負契約約款並びに仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）により、その内容を明らかにして締結しなければならない。ただし、その請負契約に係る請負代金額が130万円未満のときは、様式第4号による請書によることができる。

2 請負契約の内容を変更する場合においては、様式第5号による契約書又は様式第6号による請書によるものとする。

3 請負契約に関する書類の作成に必要な費用は、受注者の負担とする。

（一部改正〔平成9年規則15号・24年35号〕）

（建設工事請負契約約款）

第12条 前条第1項に規定する御殿場市建設工事請負契約約款は市長が別に定める。

（契約の保証）

第13条 受注者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事及び市長が別に定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事に係る請負契約については、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券（御殿場市財務規則（平成7年御殿場市規則第20号。以下「財務規則」という。）第39条第1項に掲げるものに限る。）の提供

(3) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（市長が確実と認めるものに限る。）の保証

(4) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したものに限る。）

(5) 公共工事履行保証証券による保証

(6) 市を被保険者とす履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、有価証券の額面金額（財務規則第39条第1項各号に掲げるものにあつては、発行価格の10分の8に相当する額）、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上の額としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保

証は第60条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなくてはならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は財務規則第52条の規定による担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、財務規則第51条ただし書の規定により契約保証金の納付を免除するものとする。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、市長は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

6 受注者は、第1項第3号から第5号までに掲げる保証を付したときにあっては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を市長に提出し、第6号に掲げる保証を付したときにあっては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

(全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号・令和2年9号・6年6号〕)

(権利義務の譲渡等)

第14条 受注者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、市長の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第24条第2項の検査に合格したものと及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、市長の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得ようとするときは、様式第7号による申請書を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第15条 受注者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(一部改正〔平成13年規則11号・24年35号〕)

(暴力団関係業者による下請負の禁止等)

第15条の2 受注者は、第54条第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者(以下「暴力団関係業者」という。)を下請負人としてはならない。

2 受注者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該

建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、市長は、受注者に対して、当該契約の解除(受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めるときを含む。以下この条において同じ。)を求めることができる。

4 前項の規定により市長が受注者に対して当該契約の解除を求めたことよって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことよって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(追加〔平成24年規則35号〕、一部改正〔令和2年規則9号〕)

(下請負人の通知)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、受注者に対して、下請負人につきその名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、様式第8号による通知書により市長に通知しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号・令和6年1号〕)

(特許権等の使用)

第17条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市長がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、市長は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

第3章 請負工事の施工

(施工基準)

第18条 受注者は、設計図書に基づき、所定の請負代金額をもって、所定の工期内にその工事を完成させなければならない。

2 請負契約において特に定める場合を除き、仮設、工法等工事的目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者が定めるものとする。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(工事の着手)

第19条 受注者は、請負契約締結後、速やかに工事に着手しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

- (5) 専任の監理技術者（法第26条第5項の規定により専任の者でなければならない監理技術者をいう。以下同じ。）
- (6) 現場代理人
- (7) 専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第23条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに請負契約の解除に係る権限を除き、請負契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締りその他権限の行使に支障がなく、かつ、市長との連絡体制が確保されると認められた場合は、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者又は監理技術者等（監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者はこれを兼ねることができる。
- 6 受注者は、様式第11号による記録簿に必要な事項を記録し、監督員が求めたときは提示しなければならない。
- （一部改正〔平成16年規則8号・24年35号・29年25号・令和3年7号・令和7年●号〕）
- （工事関係者に関する措置請求）
- 第23条 市長は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 市長又は監督員は、主任技術者又は監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、下請負人、労働者その他受注者その他受注者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市長に通知しなければならない。

- （工程表及び請負代金内訳書）
- 第20条 受注者は、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて様式第9号による工程表を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、工程表につき遅滞なくその内容を審査し、不相当と認めるときは、受注者に訂正を求めるとする。
- 3 受注者は、市長から請求があつた場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、市長に提出しなければならない。
- （一部改正〔平成24年規則35号〕）
- （監督員）
- 第21条 市長は、監督員を定めるときは、書面によりその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この規則に定めるもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 請負契約の履行についての受注者若しくは受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査
- 3 市長は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させるときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を書面をもって受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- （一部改正〔平成24年規則35号〕）
- （主任技術者、現場代理人等）
- 第22条 受注者は、次に掲げる者を定め、様式第10号による通知書によりその氏名を市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- (1) 主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）
- (2) 監理技術者（法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
- (3) 専任の主任技術者（法第26条第3項本文の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）
- (4) 監理技術者補佐（法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。以下同じ。）

- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、市長に對して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(全部改正〔平成16年規則8号〕、一部改正〔平成24年規則35号・令和3年7号〕)

(工事材料の品質及び検査等)

第24条 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査又は市長の指定する検査を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは遅滞なくこれに応じ、又は所要の措置をとらなければならない。

4 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

6 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(監督員の立会及び工事記録の整備等)

第25条 受注者は、設計図書において監督員の立会の上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会を受けて調査し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会の上施工するものと指定された工事については、当該立会を受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、市長が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なく提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、

遅滞なくこれに応じなければならない。監督員が受注者の求めに応ずることができないためその後の工程に支障をきたすときは、受注者は、その旨を監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を実施することができる。この場合においては、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なく提出しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(支給材料及び貸与品)

第26条 市長から受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能及び引渡場所は、設計図書に定めるところによるものとし、その引渡時期は、工程表によるものとする。

2 市長又は監督員は、支給材料又は貸与品を受注者の立会の上検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果その品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないときであつて必要があると認められるときは、市長は、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は第5項の規定により支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく市長に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 市長は、第2項後段の規定にかかわらず、受注者に対してその旨を明らかにした書面をもって当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第29条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

5 市長は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第29条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

6 受注者は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

7 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に關し請負契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見するところが困難であつたものに限る。)があり使用に適当でないときは、直ちに書面によりその旨を監督員に通知しなければならない。この場合においては、第2項後段及び第4項の規定を準用する。

8 受注者は、工事の完成、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を設計図書で定めるところにより市長に返還しなければならない。

9 受注者は、自己の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

10 受注者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号・31年24号・令和2年9号〕)

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第27条 受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等市長の責めに帰すべき理由によるときは、第29条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

2 市長又は監督員は、受注者が第24条第2項若しくは第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができ、この場合においては、当該検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(条件変更等)

第28条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面によりその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。

(2) 設計図書の表示が明確でないこと(仕様書と図面が交互符合しないこと及び設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。)

(3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。

(4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を受注者に通知しなければならない。

3 第1項の事実が当事者間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるところにより、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。

(1) 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し、工事内容を変更する場合で工事的目的物の変更を伴うもの 市長が行う。

(2) 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し、工事内容を変更する場合で工事的目的物の変更を伴わないもの 当事者協議して市長が行う。

(3) 第1項第2号に該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 市長が行う。

4 前項の規定により、工事内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合においては、次条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

5 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に市長に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。ただし、市長がその期間内に合意、変更、訂正又は協議に係る決定を行わないことにつき、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(1) 第1項の規定による確認を求めた後、20日以内に確認についての合意が成立しないとき。

(2) 第2項の規定による確認についての合意が成立した後、市長が20日以内に工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わないとき。

(3) 前項において準用する次条第2項の規定による協議を申し出た後、20日以内に協議が調わないとき。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(工事の変更、中止等)

第29条 市長は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知して、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、工期若しくは請負代金額を変更し、又は必要な費用等を市長が負担しなければならない。

2 工期又は請負代金額の変更は、当事者協議して定める。

3 市長は、第1項の場合において、受注者が工事の履行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、当事者協議して定める。

4 工事用地の確保ができないう等のため又は天災その他の不可抗力により工事的目的物等に

損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるときは、市長は、書面により受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。この場合においては、第1項後段の規定を準用する。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(著しく短い工期の禁止)

第29条の2 市長は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適切に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(追加〔令和2年規則9号〕)

(受注者の請求による工期の延長)

第30条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、市長に対し、様式第12号による申請書及び様式第13号による工程表を市長に提出して、工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、当事者協議して書面により定めなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(市長の請求による工期の短縮等)

第31条 市長は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは受注者に対して書面により工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、当事者協議して書面により定めなければならない。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、当事者協議して請負代金額を変更しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号・令和2年9号〕)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第32条 市長又は受注者は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当ななったと認められたときは、相手方に対して書面により請負代金額の変更を求めることができる。

2 前項の規定による請求は、請負契約締結の日から12月を経過した後でなければ行わなければならない。

3 市長又は受注者は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から出来形部分に相当する請負代金を控除した額をいう。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相当する額をいう。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、

請負代金額の変更に応じなければならない。

4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき当事者協議して定める。

5 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第2項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。

6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ請負代金額が不適当となったと認められるときは、市長又は受注者は、前各項の規定によるほか、協議により請負代金額を適当な額に変更することを求めることができる。

7 前項の特別な要因及び主要な工事材料並びに適当な額の算定の方法は、設計図書で定める。

8 工期内にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ請負代金額が著しく不適当となったときは、前各項の規定にかかわらず、当事者協議して請負代金額を変更するものとする。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(臨機の措置)

第33条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、市長が負担する。この場合における市長の負担額は、当事者協議して定める。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(一般的損害)

第34条 工事的物の引渡前に、工事的物又は工事的材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第36条第1項に規定す

る損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち市長の責めに帰すべき理由により生じたものについては、市長が負担する。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(第三者に及ぼした損害)

第35条 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、市長の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市長が負担する。

2 工事の施工に伴い通常避けることができなない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、市長がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、当事者協力してその処理解決に当たるとする。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(天災その他の不可抗力による損害)

第36条 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象(設計図書で基準を定めたもの)にあつては、当該基準を超えるものに限る。)であつて、当事者双方の責めに帰すべからざるもの(以下「天災その他の不可抗力」という。)により、工事の出来形部分、工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害を生じたときは、受注者はその事実の発生後遅滞なくその状況を市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、市長に対して書面により損害額の負担を求めることができる。

4 市長は、前項の規定により受注者から損害額の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事の出来形部分又は通常妥当と認められる工事仮設物、現場搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第24条第2項、第25条第1項若しくは第2項又は第45条第2項の規定による検査又は立会いその他受注者の工事に関する記録等)により確認しうるものに係る額に限る。以下本条において「損害額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災

害復旧に関する工事に係る損害については、市長が損害額を負担するものとする。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、当事者協議して定める。

(1) 工事の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の累計」と「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害額」とあるのは「損害額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用に関しては、当事者協議して定める。

(一部改正〔平成24年規則35号・令和5年4号〕)

(請負代金額の変更にて代える工事内容の変更)

第37条 市長は、第17条、第26条から第29条まで、第31条から第34条まで、第36条又は第51条の規定により請負代金額を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は当事者協議して定める。

第4章 請負工事の検査及び引渡し並びに支払

(検査を行う職員)

第38条 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は市長の命ずる職員が行う。(検査及び引渡し)

第39条 受注者は、工事が完成したときは、様式第14号による届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書を受理したときは、その日から起算して14日以内に受注者の

立会いの上工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 市長が前項の規定により検査を行い検査に合格したときは、工事的目的物の引渡しが行われたものとみなす。

4 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修の上様式第15号による届出書を市長に提出しなければならない。この場合においては、補修の完了を工事の完成とみなして前3項の規定を適用する。

(一部改正〔平成24年規則35号・令和5年4号〕)

(請負代金の支払)

第40条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請求書により請負代金の支払を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 市長がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、前条第2項の期限を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとみなす。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(部分使用)

第41条 市長は、第39条第3項の規定による引渡し前においても、工事的目的物の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、市長はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 市長は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、当事者協議して定める。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(前金払及び中間前金払)

第42条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を市長

に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を市長に請求することができる。ただし、請負代金額が300万円未満の場合及び前払金を支払う旨の特約をしない場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定による前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金(以下「中間前払金」という。)に関し、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を市長に寄託して、請負代金額の10分の2以内の額の中間前払金の支払を市長に請求することができる。ただし、第45条第1項の規定による部分払を請求した場合は、この限りでない。

3 市長は、受注者から第1項又は前項に規定する請求があつたときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 工事内容の変更その他の理由により著しく請負代金額を増加した場合においては、市長は、その増額後の請負代金額に基づく前払金額(第2項の規定による中間前払金の支払をしているときは、当該中間前払金額を含む。以下同じ。)を差し引いた額に相当する額以内において前金払及び中間前金払をすることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額に基づく前払金額に当該減額後の請負代金額の10分の1(第2項の規定による中間前払金の支払を受けているときは、10分の2)に相当する額を加えた額を超えるときは、受注者はその減額のあつた日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金(第2項の規定による中間前払金を含む。以下同じ。)の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、当事者協議して返還額を定める。

6 市長は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)の遅延利息の支払を請求することができる。

(一部改正〔平成14年規則4号・16年10号・19年18号・21年19号・22年2号・23年13号・24年35号・25年14号・26年20号・28年15号・29年8号・31年24号・令和2年9号・3年17号〕)

(保証契約の変更)

第43条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合にはあらかじめ、工事内容の変更その他の理由により工期を延長し

た場合には直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に寄託しなければならぬ。

2 前項に定める場合のほか、工事内容の変更その他の理由により請負代金を減額し、又は工期を短縮した場合において保証契約を変更したときは、受注者は変更後の保証証書を遅滞なく市長に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更を行った場合は、直ちにその旨を保証事業会社に通知するものとする。

(一部改正〔平成24年規則35号・31年24号〕)

(前払金の使用等)

第44条 受注者は、前払金を当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(部分払)

第45条 受注者は、工事の出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相当する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は特に必要があると認められた工事の場合を除き、第42条第2項に規定する中間前払金を受領していない場合で、かつ、出来形が10分の4以上に達したときでなければできない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ様式第17号による申請書を市長に提出して当該請求に係る工事の出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品の確認を市長に求めなければならない。この場合においては、市長は遅滞なくその確認を行いその結果を受注者に通知しなければならない。

3 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、当事者協議して定める。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times \{ (9/10) - (前払金額/請負代金額) \}$

4 受注者は、第2項の規定による確認があったときは、請求書を添えて部分払を請求することができる。この場合において、市長は当該請求のあった日から起算して40日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 第1項の規定による部分払の請求回数、当該工事の工期が90日以上で次の各号に掲げる金額に及び、当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、請求回数を増加することができる。

(1) 請負代金額 1,000万円未満 1回

(2) 請負代金額 1,000万円以上2,000万円未満 2回

(3) 請負代金額 2,000万円以上 3回

6 第4項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第3項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(一部改正〔平成14年規則4号・24年35号・31年24号〕)

(部分引渡し)

第46条 工事的物について市長が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。))がある場合において、当該部分の工事が完了したときについては、第39条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「様式第14号」とあるのは「様式第18号」と、第40条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相当する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。工事的物について指定部分がない場合において、工事的物の一部が完成し、その引渡しについての合意が成立したときについても同様とする。

2 前払金の支払を受けている場合においては、前項において準用する第40条第1項の規定により請求することのできる額は、指定部分に相当する請負代金相当額から前払金額に当該指定部分の工事全体に対する割合を乗じて得た額を控除した額とする。

(一部改正〔平成20年規則12号〕)

(第三者による代理受領)

第47条 受注者は、市長の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 市長は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第40条(前条において準用する場合を含む。))又は第45条の規定に基づく支払をしなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(前払金の不払に対する受注者の工事中止)

第48条 受注者は、市長が第42条、第45条又は第46条において準用される第40条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、遅滞なくその理由を明示した書面により、その旨を市長に通知しなければならない。

2 第29条第3項の規定は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合について準用する。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(契約不適合責任)

第49条 引き渡された工事的目的物が種類又は品質に関して請負契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、市長は、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、市長に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事的目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないのでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(全部改正〔令和2年規則9号〕)

(契約不適合責任期間等)

第50条 市長は、引き渡された工事的目的物に関し、第39条第3項(第46条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市長が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わない。ただし、当該検査において社会通念上相当な注意をもって発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求をすることができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該

請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を告げることで行う。

4 市長が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能期間(以下「契約不適合責任期間」という。)内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、市長が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求したものとみなす。

5 市長は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法(昭和29年法律第89号)の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 市長は、工事的目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、遅滞なく書面によりその旨を受注者に通知しなければ当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引渡された工事的目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市長は当該契約不適合を理由として請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(全部改正〔令和2年規則9号〕)

第5章 請負契約の解除

(全部改正〔平成9年規則15号〕)

(談合等の不正行為に係る違約金)

第51条 請負契約に関し、受注者(共同企業体にあつては、その構成員。この条及び次条第1項第5号において同じ。)が次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は市長の請求に基づき、請負契約の請負代金額(請負契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として市長の指

定する期間内に支払わなければならない。

(1) 請負契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づき課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定し

- (3) 引渡された工事的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、請負契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者が請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 請負契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第56条又は第57条の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にあつては当該個人その他経営に実質的に関与している者をいい、受注者が法人である場合にあつては当該法人の役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。
- ウ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は間接的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。

- たとき。
- (2) 請負契約に関し、受注者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人）の独占禁止法第89条第1項又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を市長の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を市長に支払わなければならない。
- （全部改正〔平成16年規則10号〕、一部改正〔平成19年規則18号・21年19号・22年2号・23年13号・24年35号・25年14号・26年20号・28年15号・29年8号・令和2年9号・3年17号〕）
- （市長の任意解除権）
- 第52条 市長は、工事が完成しない間は、次条又は第54条に規定する場合のほか必要があるときは、請負契約を解除することができる。
- 2 市長は、前項の規定により請負契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、当事者協議して定める。
- （一部改正〔平成24年規則35号・令和2年9号〕）
- （市長の催告による解除権）
- 第53条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは請負契約を解除することができる。ただし、当該期間を経過したときにおける債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 正当な理由なく、第49条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、請負契約に違反したとき。
- （追加〔令和2年規則9号〕）
- （市長の催告によらない解除権）
- 第54条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。
- (1) 第14条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 請負契約の目的物の完成させることができないことが明らかであるとき。

オ アからエまでに規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係  
を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力  
団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ 暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした  
場合(カに該当する場合を除く。)に、市長が受注者に対して当該契約の解除を求め、  
受注者がこれに従わなかったとき。

ク 市長が第15条の第2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わな  
かったとき(キに該当する場合を除く。)

(全部改正〔令和2年規則9号〕、一部改正〔令和5年規則4号〕)

(市長の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第55条 前2条に定める場合が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市  
長は請負契約の解除をすることができない。

(全部改正〔令和2年規則9号〕)

(受注者の催告による解除権)

第56条 受注者は、市長が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を  
催告し、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、  
その期間を経過したときにおける債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照ら  
して軽微であるときは、この限りでない。

(追加〔令和2年規則9号〕)

(受注者の催告によらない解除権)

第57条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに請負契約  
を解除することができる。

(1) 第28条第5項の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合におい  
て、工事を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められ  
るとき。

(2) 第29条第1項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減  
少したとき。

(3) 第29条第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の1  
0分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみ  
の場合、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおそ  
の中止が解除されないとき。

(追加〔令和2年規則9号〕)

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第58条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、  
受注者は請負契約の解除をすることができない。

(追加〔令和2年規則9号〕)

(解除に伴う措置)

第59条 市長は、請負契約を解除したときは、様式第20号による通知書により、受注  
者に通知するものとする。

2 市長は、工事の完成前に請負契約を解除したときは、工事の出来形部分を検査の上、  
当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品の引渡しを受けるも  
のとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分及び特殊な工場製  
品に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第42条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額  
(第45条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金  
の額を控除した額)を前項の出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額から  
控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、  
解除が第53条、第54条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に  
前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額  
の利息を付した額を、解除が第52条、第56条又は第57条の規定によるときにあつ  
ては、その余剰額を市長に返還しなければならない。

4 請負契約が工事の完成前に解除された場合においては、受注者は次に定める措置をと  
らなければならない。

(1) 第26条の規定による貸与品があるときは、これを市長に返還しなければならない。  
この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損した  
ときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなけれ  
ばならない。

(2) 第26条の規定による支給材料があるときは、工事の出来形として検査に合格した  
部分に使用されているものを除き、これを市長に返還しなければならない。この場合  
において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損し  
たとき、又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品  
を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(3) 工事用地にその所有に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請  
負人の所有に属するこれらの物件及び前2号の貸与品又は支給材料のうち市長に返還  
しないものを含む。)があるときは、これを搬出するとともに工事用地を原状に復して

市長に明け渡さなければならぬ。

- 5 前項第3号の場合において、受注者が正当な理由なく、一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地を原状に復さないときは、市長は受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地を原状に復することができる。この場合において、受注者は、市長の処分等について異議を申し出ることができないとともに、市長のこれに要した費用を負担しなければならぬ。
- 6 第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については請負契約の解除が第53条、第54条又は次条第3項の規定によるときは、市長が定め、第52条、第56条又は第57条の規定によるときは当事者協議して定める。
- 7 工事の完成後に請負契約が解除されたときは、解除に伴い生じる事項の処理について市長及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

(追加〔令和2年規則9号〕、一部改正〔令和3年規則17号〕)

(市長の損害賠償請求等)

第60条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) 工事的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第53条又は第54条の規定により、工事的物の完成後に請負契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第53条又は第54条の規定により工事的物の完成前に請負契約が解除されたとき。
- (2) 工事的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務が履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14

年法律第154号)の規定により選任された管財人

- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が請負契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、市長が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率(市長が金額を定めた工事については、1日につき当該金額)で計算した額とする。

6 第1項第1号の場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、市長は前項の請求とともに工期を延長することができる。

7 第2項の場合(第54条第8号及び第10号の規定により請負契約が解除された場合を除く。)において第13条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市長は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充てることができる。

(追加〔令和2年規則9号〕、一部改正〔令和3年規則17号〕)

(受注者の損害賠償請求等)

第61条 受注者は、市長が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合は請負契約及び取引上の社会通念に照らして市長の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第56条又は第57条の規定により請負契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 市長の責めに帰すべき理由により、第40条第2項(第46条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を市長に請求することができる。

(追加〔令和2年規則9号〕、一部改正〔令和3年規則17号〕)

第6章 雑則

(火災保険等)

第62条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等で設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険に付さなければならぬ。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく市長に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を市長に通知しなければならない。

（一部改正〔平成24年規則35号・令和2年9号〕）

（紛争の解決）

第63条 この規則において当事者協議して定めることとされている事項につき協議が調わない場合その他請負契約に関して当事者間に紛争を生じた場合には、市長及び受注者は、法第25条の規定に基づき静岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

（一部改正〔平成24年規則35号・令和2年9号〕）

（仲裁）

第64条 市長及び受注者は、その一方若しくは双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁に服する。

（一部改正〔平成24年規則35号・令和2年9号〕）

（工事に關する規定の準用）

第65条 この規則は、請負工事に支給する工事材料の製造請負契約について準用する。この場合において、第11条第1項中「様式第3号による契約書」とあるのは、「様式第21号による契約書」と、第39条第1項中「様式第14号による届出書」とあるのは「様式第22号による届出書」と、同条第2項中「14日」とあるのは「10日」と、第40条第2項中「40日」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第13条の規定による保証は、これを付さないことができる。

3 工事材料の製造請負契約について、入札を行う場合においては、入札者に対しあらかじめ見本品を提出させることができる。

（一部改正〔平成9年規則15号・令和2年9号〕）

（実施規定）

第66条 この規則の実施のための手続その他執行について必要な事項は、市長が定める。

（一部改正〔令和2年規則9号〕）

附 則

1 この規則は、昭和54年11月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に締結されている請負契約に係る工事等については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、改正前の御殿場市工事執行規則に規定する様式によることができる。

附 則（昭和56年8月26日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第32条及び第36条の改正規定は、昭和56年8月1日以後に締結した請負契約に係る工事等について適用し、同日前に締結した請負契約に係る工事等については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日規則第10号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月20日規則第3号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日規則第13号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月30日規則第15号）

1 この規則は、平成9年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に締結されている契約に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、改正前の御殿場市建設工事執行規則に規定する様式によることができる。

附 則（平成13年3月31日規則第11号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月5日規則第4号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月21日規則第8号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に施工中の工事に關し、改正前の御殿場市建設工事執行規則の規定によりなされた行為は、改正後の御殿場市建設工事執行規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年9月10日規則第10号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に締結されている請負契約に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19年4月12日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年4月13日規則第19号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に締結されている請負契約に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月10日規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第13号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月20日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に締結されている請負契約に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、改正前の御殿場市工事執行規則に規定する様式によることができる。

附 則 (平成25年3月15日規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月24日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第20号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日規則第8号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月22日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の御殿場市建設工事執行規則の規定により締結されている請負契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月31日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の御殿場市建設工事執行規則の規定により締結されている請負契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月24日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の御殿場市建設工事執行規則の規定により締結されている請負契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月15日規則第7号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第17号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月17日規則第4号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月25日規則第1号)

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月13日規則第6号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月1日規則第●号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 御殿場市建設工事請負契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の工事の請負契約に關し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書を含む。以下これら仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

2 この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、工法等工事目的物を完成するために必要に一切の手段については、受注者が定めるものとする。

(工事用地の確保)

第2条 発注者は、工事用地を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

(関連工事の調整)

第3条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合には、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表、請負代金内訳書)

第4条 受注者は、この契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、工程表につき遅滞なくその内容を審査し、不相当と認めるときは、受注者に訂正を求めるとする。

3 受注者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事及び発注者からの出動要請に基づく災害応急対策又は災害復旧に關する工事に係る請負契約については、この限りでない。

- 1) 契約保証金の納付
- 2) 契約保証金に代わる担保（御殿場市財務規則（平成7年規則第20号）第39条第1項に掲げるものに限る。）の提供
- 3) この契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（発注者が確実と認めるものに限る。）の保証
- 4) この契約による債務の不履行より生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に關する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したものに限る。）
- 5) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 6) この契約による債務の不履行より生ずる損害金をてん補する履行保証保険の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、有価証券の額面金額（御殿場市財務規則第39条第1項各号に掲げるもの）にあっては、発行価格の10分の8に相当しなければならない。

3 請負代金額の10分の1以上10分の8に相当する額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」と総称する。）は、受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第50条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は御殿場市財務規則第52条の規定による担保の提供として行なわれたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、御殿場市財務規則第51条ただし書又は御殿場市公営企業の入札保証金及び契約保証金の率に關する規程第3条ただし書の規定により契約保証金の納付を免除するものとする。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができる。

6 受注者は、第1項第3号から第5号までに掲げる保証を付したときにおいては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を発注者に提出し、第6号に掲げる保証を付したときにおいては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の検査に合格したものと及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括請負の禁止)

第7条 受注者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(暴力団関係業者による下請負の禁止等)

第7条の2 受注者は、第40条第1項第5号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

2 受注者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約

を締結させてはならない。

3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して、当該契約の解除を求めるときを含む。以下この条において「求めることができる」という。）をすることができる。

4 前項の規定により発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたことよって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことよって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(下請負人の通知)

第8条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して、下請負人につきその名称その他の必要な事項を書面により請求することができる。

2 受注者は、発注者が必要と認めて前項に規定する事項の通知を請求したときは、速やかに当該事項を通知しなければならない。

(下請負人の社会保険等加入義務)

第8条の2 発注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）及び受注者が直接締結する下請契約の相手方としてはならない。ただし、発注者の指定した期限までに、当該社会保険等未加入業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を受注者が提出したときはこの限りではない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権その他の第三者の権利の対象になっている施工方法を使用するときは、その使用に關する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に關して要した費用を負担しなければならない。

(監督員) 発注者は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるところのほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示承認又は協議
- 2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
- 3) 設計図書に基づく工事の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験もしくは検査

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を書面をもって受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は原則として、書面をもってこれを行わなければならない。

(主任技術者、現場代理人等) 第11条 受注者は、次に掲げる者を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）
- (2) 監理技術者（法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
- (3) 専任の主任技術者（法第26条第3項本文の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）

(4) 監理技術者補佐（書法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。以下同じ。）

(5) 専任の監理技術者（法第26条第5項の規定により専任の者でなければならない監理技術者をいう。以下同じ。）

(6) 現場代理人

(7) 専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工上の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に關し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負金額の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に關する権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締りその他の権限の行使に支障が無く、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合は、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととするることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者又は監理技術者等（監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者はこれを兼ねることができ。



ることができ、この場合における延長日数は、発注者と受注者が協議して書面をもって定めなければならない。  
(発注者の請求による工期の短縮等)  
第21条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面をもって工期の短縮を要求することができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)  
第22条 発注者又は受注者は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不当となつたと認めるときは、相手方に対して書面をもって請負代金額の変更を要求することができる。

2 前項の規定による請求は、この契約の締結の日から12月を経過した後に限り行うことができる。  
3 発注者又は受注者は、第1項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の10.0分の1を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。  
4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

5 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第2項中「この契約の締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。

6 特別の理由により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ請負代金額が不当となつたと認められるときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、協議により請負代金額を適当な額に変更することを求めることができる。

7 前項の特別の理由及び主要な工事材料並びに適当な額の算定の方法は、設計図書で定める。  
8 工期内にインフレーションその他の他の予期することができない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ請負代金額が著しく不当となつたときは、前各項の規定にかかわらず、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更するものとする。  
(臨機の措置)

第23条 受注者は、災害防止等の必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ監督官の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。  
2 前項の場合においては、受注者はそのとつた措置の内容を遅滞なく監督官に通知しなければならない。

3 監督官は、災害防止その他の工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。  
4 発注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないとして認められる部分については、発注者が負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(一) 仮設的措置  
第24条 工事目的物の引渡前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第26条第1項に規定する損害を除く。)は受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

第25条 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 工事の施工に伴い通常避けられない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

3 前2項の場合その他の工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。  
(天災その他の不可抗力による損害)

第26条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的事象(設計図書で基準を定めなかったものに限る。)にあっては、当該基準を超えるものに限る。)であり、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すべきことができないもの(以下「天災その他の不可抗力」という。)により、工事の出来形部分、工事目的物、現場搬入済み工事材料又は建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下本条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面をもって損害額の負担を要求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事の

出来形部分又は通常妥当と認められる工事仮設物、現場搬入済み工事材料若しくは建設機械器具若しくは立会者である者)第3条第2項、第14条第4項若しくは第3条第2項又は第26条第2項の規定による検査又は立会者である者)の他受注者の工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限る。以下本条において「損害額」という。)のうち請負代金額の10.0分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事に係る損害については、市長が損害額を負担するものとする。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより発注者と受注者とが協議して定める。

(1) 工事の出来形部分に関する損害  
損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害  
損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害  
損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することになっている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし修繕によりその機能を回復することができ、かつ修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の天災その他の他の不可抗力による損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「請負代金額の10.0分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の10.0分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害額」とあるのは「損害額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用に関しては、発注者と受注者とが協議して定める。  
(請負代金額の変更に関する工事内容の変更)

第27条 発注者は、第9条、第15条から第18条まで、第21条から第24条まで、第26条又は第30条の規定により請負代金額を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は、発注者と受注者が協議して定める。  
(検査及び引渡し)

第28条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。  
2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会の上で工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は当該検査の結果を書面をもって速やかに発注者に通知しなければならない。

3 発注者が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。  
4 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補しなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなす。この場合において、発注者は、その旨を書面をもって前3項の規定を適用する。  
(請負代金の支払)

第29条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払を請求することができる。  
2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。  
3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えたときは、約定期間は、前条第2項の期間を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとみなす。

第30条 発注者は、第28条第3項の規定による引渡し前において、工事目的物の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。  
2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。  
3 前項の第1項の規定により、受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときはその損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。  
(前金支払及び中間前金払)

第31条 受注者は、公共工事の前金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証書を発注者に提出し、請負代金額の10.0分の4以内の前金の支払を発注者に請求することができる。ただし、請負代金額が30.0万円未満の場合及び前払金を支払う旨の特約をしない場合は、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定による前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して支払を受けた前払金(以下「中間前金」という。)に、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証書を発注者に提出して、請負代金額の10.0分の2以内の額の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、第34条第1項の規定による部分払を請求した場合は、この限りでない。

3 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証書を発注者に預託しなければならない。

- 4 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 5 工事内容の変更その他の理由により著しく請負代金額を増額した場合においては、受注者は、その増額後の請負代金額に基づき前払金額(第2項の規定による中間前払金の支払をしたときは、当該中間前払金額を含む。以下同じ。)から受領済みの前払金額を差し引いた額の「前払金(第2項の規定による中間前払金を含む。以下同じ。)」の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 6 工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合においては、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額に基づき前払金の他の理由により請負代金額を超えるときは、受注者は、その減額があった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金(第2項の規定による中間前払金を含む。以下同じ。))の使用状況から著しく不当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還額を定める。
- 7 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき前項の期間を経過した日から起算する日までの期間において、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払を請求することができる。
- (保証契約の変更)
- 第32条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合にはあらかじめ、工事内容の変更その他の理由により工期を延長した場合には直ちに、保証契約を変更し、変更後の保証書を発注者に預託しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額し、又は工期を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を運搬なく発注者に預託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更を行った場合は、直ちにその旨を保証事業会社に通知するものとする。
- (前払金の使用等)
- 第33条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- (部分引渡し)
- 第34条 受注者は、工事の完成前に、工事の出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相当する請負代金相当額に10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を契約書記載の回数をこえない範囲で請求することができる。ただし、この請求は、特に必要があると認められた工事を除き、第31条第2項に規定する中間前払金を受領していない場合で、かつ、出来形が10分の4以上に達したときでなければならず、できない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品の確認を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は、運搬なくその確認を行いその結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 部分払金の額は、次の式により算定するこの場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。
 
$$\text{部分払金の額} \equiv \text{第1項の請負代金相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$
- 4 受注者は、第2項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は当該請求があった日から起算して40日以内に部分払を支払わなければならない。
- 5 前項の規定により部分払金の支払があったとき後、再度部分払の請求する場においては、第1項及び第3項中の「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。
- (部分引渡し)
- 第35条 工事目的物について発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けようとするを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合においては、当該部分の工事が完了したときについては、第28条中の「工事」とあるのは「指定部分にかゝる工事」と、第29条中の「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。工事目的物について指定部分がない場合において、工事目的物の一部が完成し、その引き渡しについての合意が成立したときについても同様とする。
- 2 前払金の支払を受けている場合においては、前項において準用する第28条第1項の規定により請求することができる額は、指定部分に対する請負代金相当額から前払金額に当該指定部分の工事全体に対する割合を乗じて得た額を控除した額とする。
- (第三者による代理受領)
- 第36条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができ、発注者は、発注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされるときは、当該第三者に対して第29条(前条)において準用する場合を含む。又は第34条の規定に基づき支払をしなければならない。
- (前払金等に対する受注者の工事中止)
- 第37条 受注者は、発注者が第31条、第34条又は第35条において準用される第29条の規定に基づく支払を

- 遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 第18条第3項の規定は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合について準用する。
- (契約不適合責任)
- 第38条 引き渡された工事目的物が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、発注者は、受注者に対し、目的物の修繕又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることがなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶するとき。
  - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないのでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- (契約不適合責任期間等)
- 第39条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第28条第3項(第35条においてこれらからの規定を準用する場合を含む。))の規定による引渡し(以下この条において「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際、発注者が検査し直ちにその履行の追完を請求しなければ、発注者はその責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示し、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求したものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求をすることができ、
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知り、第1項の規定にかかわらず、遅滞なく書面をもってその旨を受注者に通知しなければならず、当該契約不適合に關する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 第1項の規定は、引渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- (談合等の不正行為に係る不適合)
- 第40条 この契約に関し、受注者(企業共同体にあっては、その構成員。この条及び次条第1項第5号において同じ。))が次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、この契約の請負代金額(この締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項(同法第8条の3第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項(同法第8条の3)において準用する場合を含む。))の規定に基づき課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人)の独占禁止法第89条第1項又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払をしない。
- (発注者の任意解除権)
- 第41条 発注者は、工事が完成しない間は、次条又は第43条に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、

その損害を賠償しなければならぬ。この場合における賠償額は、当事者協議して定める。

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 正当な理由なく、第38条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定に従って請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができず、そのことが明らかであるとき。
- (3) 引渡された工事的目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、この契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分又は契約をした目的物を速に完了させることができず、そのことが明らかであるとき。

(6) この契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的物を速に完了させることができず、その債務の履行をせず、発注者が前条の規定に従って催告したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の規定に従って催告したとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴力法第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与しているときと認められる場合に、発注者がこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にあつては当該個人その他経営に実質的に関与している者をいい、受注者が法人である場合にあつては当該法人の役員、その支店又は常時建設工事業の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用して認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は間接的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。

オ アからエまでに規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ 暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カ）に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 発注者が第7条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キ）に該当する場合を除く。）。

(発注者の責めに帰すべき事由による解除の制限)

第44条 第2条第4条及び前条各号に定める場合は発注者が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定によるこの契約の解除をすることができない。

(受注者による解除権)

第45条 受注者は、発注者がこの契約を解除したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第46条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第17条第5項の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、工事を継続することにより重大な損害を受けおそれがあることが明らか認められるとき。

(2) 第18条第1項の規定により工事内容を変更したため請負代金額の3分の2以上減少したとき。

(3) 第18条第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なお、その中止が解除されなければならないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による解除の制限)

第47条 第45条又は前条各号に定める場合は発注者が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前

2条の規定によるこの契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第48条 発注者は、この契約を解除したときは、御殿場市建設工事業執行規則（昭和54年規則第111号）様式第20号に規定する通知書により、受注者に通知するものとする。

2 発注者は、工事の完成前にこの契約を解除したときは、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分対象となつた特殊な工場製品の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第31条の規定による前払金があつたときは当該前払金の額（第34条の規定による部分支払をしているときは、その部分私において償却した前払金の額を控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余額があるときは、工場製品に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余額があるときは、受注者はその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

第49条 契約が工事の完成前に解除された場合においては、受注者は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 第15条の規定による買与品があるときは、これを発注者に返還しなければならぬ。この場合において、当該買与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 第15条の規定による支給材料があるときは、工事の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は工事の出来形検査に合格しなかつた部分に使用されるときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 工事に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有に属するこれらの物件及び前2項の買与品又は支給材料のうち発注者に返還しないものを含む。）があるときは、これを搬出するのにもとも工事用地を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、受注者が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地を原状に復さないときは、発注者は、受注者に代わつて当該物件を処分し又は工事用地を原状に復することができる。この場合においては、発注者は、発注者の処分等について異議を申し出ることができないととし、発注者のこれに要した費用を負担しなければならない。

6 第2項から第4項までに規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第42条、第43条又は第45条第3項の規定によるときは発注者が定め、第41条、第45条又は第46条の規定によるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

7 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じた事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従つて協議して定める。

(発注者の損害賠償請求等)

第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるとする。

(1) 工期内に工事を完成することができず、

(2) この工事的目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第45条又は第46条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第45条又は第46条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務が履行不能となつたとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管理人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された更生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生手続開始の決定があつた場合において、更生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 (1) 第2項及び第3項各号に定める場合（前項の規定に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない）。

5 第1項第1号の場合に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に算入した額とする。

6 第1項第1号の場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は前項の請求とともに工期の延長を請求することができる。

7 第2項の場合（第43条第8号及び第10号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金

又は担保をもって同項の連約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第51条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第45条又は第46条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の主旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 発注者の責めに帰すべき理由により、第29条第2項(第35条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる

(火災保険等)

第52条 受注者は、工事的物及び工事材料(支給材料を含む。以下同じ。)等を設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により、保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事的物及び工事材料等を、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第52条の2 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

2 受注者は、前項の規定により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に書面により報告しなければならない。

(紛争の解決)

第53条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議がとれない場合その他この契約に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は建設業法による静岡県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

(仲裁)

第54条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたとときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(雑則)

第55条 この約款に基づき受注者の発注者に対する届出、通知書等の書式は、発注者の定めるところによる。

(補則)

第56条 この約款に定めない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

# 資料3

## 御殿場市週休2日推進工事实施要領

### (目的)

第1条 本要領は、建設産業における担い手の確保・育成のため、御殿場市における週休2日推進工事の実施に伴い必要となる経費を適切に計上することで、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

### (対象工事)

第2条 週休2日推進工事入札の対象となる工事は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 十分な工期の確保が見込まれる工事
- (2) 施工に必要な実日数（実働日数）が、概ね1週間（7日間）以上の工事
- (3) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (4) 交通事情や施設の状況により、休日に施工する必要のない工事
- (5) 緊急性がない工事

### (用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

#### (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。

#### (2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

#### (3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

#### (4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定し、現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上とする。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### (5) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、週休2日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(6) 通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

(発注)

第4条 週休2日推進工事の発注は、御殿場市週休2日推進工事特記仕様書（別紙1）を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

(実施方法)

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表（別紙2を参考とする。以下「計画表」という。）を監督員に提出し、これに基づき施工する。  
なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な状況が発生した場合は、その時点で受発注者間協議を行うものとする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度工事工程月報と併せて変更の計画表を監督員に提出する。なお、分離発注の工事については、その都度計画表の提出前に受注者間で全体の工程に影響がないか確認を行うものとする。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料及び現場閉所実施表を求め、現場閉所日及び現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所日が確保できなかった場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(費用の計上)

第6条 当初の予定価格において、月単位の週休2日の達成を前提として、次の各号により経費の補正を行うものとする。前条第3号後段に規定する変更契約においても同様とする。

(1) 土木工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

(2) 建築・設備工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事（建築工事）積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和7年3月1日以降に当初設計を積算したものに適用する。

## 御殿場市週休2日推進工事特記仕様書

1 本特記仕様書は、御殿場市週休2日推進工事实施要領に基づき、週休2日推進工事の実施に伴い必要となる事項を定めるものである。

2 週休2日の考え方は、次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。

(2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇(6日間)、夏季休暇(3日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された日のことをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合(現場閉所日数/対象期間日数)で算定し、現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上とする。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(5) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、週休2日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。

(6) 通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

3 実施方法は次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表(別紙2を参考とする。以下「計画表」という。)を監督員に提出し、これに基づき施工する。

なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な状況が発生した場合は、その時点で受発注者間協議を行うものとする。

(2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度工事工程月報と併せて変更の計画表を監督員に提出する。なお、分離発注の工事については、その都度計画表の提出前に受注者間で全体の工程に影響がないか確認を行うものとする。

(3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料及び現場閉所実施表を求め、現場閉所日及び現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所日が確保できなかった場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

#### 4 費用の計上

当初の予定価格において、月単位の週休2日の達成を前提として、次の各号により経費の補正を行うものとする。前条第3号後段に規定する変更契約においても同様とする。

##### (1) 土木工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

##### (2) 建築・設備工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事（建築工事）積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。



御殿場市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和について  
(令和7年6月1日契約分から)

御殿場市建設工事請負契約約款第11条第3項に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務を、以下に定める要件に合致した場合、当該義務を緩和する。

1 緩和内容

発注者が特に認めた工事を2件まで兼任できることとする。

(当該工事のほかに1件の兼任が可能)

付帯工事及び本体工事と密接に関係すると認められる工事(随意契約で発注する関連工事等)を同一の工事とみなし、原則、同じ現場代理人を配置することができる。

2 対象工事の要件

(1) 請負金額

1件の当初請負額(税込)が4500万円未満(建築一式工事の場合は9000万円未満)の工事とする。

- ・【区分1】4500万円未満：土木一式工事、舗装工事、管工事、電気工事
- ・【区分2】9000万円未満：建築一式工事

(2) 工種

上記の同一区分の工事に限る。

(例) 土木一式工事と舗装工事の兼任⇒可能、土木一式工事と建築一式工事の兼任⇒不可

(3) 地理的要件

御殿場市内

3 業務の手続き等について

(1) 御殿場市発注工事間で兼任する場合

各々の工事の総括監督員と調整のうえ、「現場代理人兼任申請書」を工事2担当課へ1部提出する。

(2) 御殿場市発注工事と御殿場市以外の機関(国、地方公共団体等)の発注工事と兼任する場合

各々の工事の発注者と調整のうえ、「現場代理人兼任申請書」を工事1担当課または工事2担当課へ1部提出する。また、「御殿場市以外の発注者が兼任を承認したことがあきらかな書類(打合せ記録等)」の写し及び「工事請負契約書の写し(工事名、工期、契約金額、発注者、受注者の記載のある箇所)」を添付又は後日提出する。

なお、御殿場市以外の機関の申請方法、書式等はその機関の規定等に従うこと。

4 常駐緩和を認めない場合

(1) 過去2カ年度及び本年度に御殿場市工事執行規則等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けたことがある場合。

(2) 過去2カ年度及び本年度に完成した本市発注工事において、工事成績評定6.5点未満の工事がある場合。

(3) 低入札の場合。

(4) 工事担当課が承認しない場合。

5 その他

(1) 現場代理人は、対象工事のいずれかに常駐しなければならない。

(2) 現場代理人は、1日1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理にあたらなければならない。

(3) 現場代理人は、発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。

(4) 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図らなければならない。

- (5) 虚偽の申請や施工体制に不備等があった場合、緩和措置を取り消すとともに、工事成績評定に反映させ、契約解除や入札参加停止等の措置をとることがある。
- (6) 現場代理人が他の工事の技術者等を兼ねる場合も、同様の手続きを行うこと。
- (7) 御殿場市発注工事と御殿場市以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼任しようとする場合において、要件をすべて満たす場合であっても、市以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があることに注意すること。

現場代理人兼任申請書

年 月 日

発注者 御殿場市長 様

受注者 所在地又は住所  
 商号又は名称  
 代表者名又は氏名  
 (担当者氏名)  
 (担当者連絡先)

御殿場市発注の下記の工事に係る現場代理人を兼任したいので、承認願います。

なお、両工事の施工に当たっては、関連法令を順守し、安全管理及び工程管理に留意するとともに、現場代理人と発注者との確実な連絡体制を確約します。

記

現場代理人氏名			連絡先(携帯電話)	
工事 1 (先行工事)	番号・工事名			
	工事箇所	御殿場市 地内		
	請負金額(税込)	¥	工期	年 月 日から 年 月 日まで
	発注者・部署		担当監督員 氏名・連絡先	
工事 2 (兼任先新規工事)	番号・工事名			
	工事箇所	御殿場市 地内		
	請負金額(税込)	¥	工期	年 月 日から 年 月 日まで
	発注者・部署		担当監督員 氏名・連絡先	

上記工事 1・工事 2 における現場代理人を兼任することについて承認します。

年 月 日 工事 1  
 総括監督員 課

年 月 日 工事 2  
 総括監督員 課

年 月 日 管財課長確認

※御殿場市発注工事と御殿場市以外の発注工事間で兼任しようとする場合は、他機関の総括監督員等の署名に代わるものとして、「御殿場市以外の発注者が兼任を承認したことがあきらかな書類(打合せ記録等)」の写し及び「工事請負契約書の写し(工事名、工期、契約金額、発注者、受注者の記載のある箇所)」を添付又は後日提出してください。

## 手続きの流れ

### ■御殿場市発注工事間で兼任する場合

受注者 ①各工事の担当監督員と調整

②申請書作成

③工事2【兼任先新規工事】担当課へ提出

工事2担当課 ④管財課へ指名停止・65点未満の工事が無いかの確認を行う。管財課は確認後、署名。

⑤工事1担当課【先行工事】(総括監督員)へ承認確認。

工事1担当課 ⑥兼任を認める場合、総括監督員が承認の署名

工事2担当課 ⑦総括監督員が承認の署名

⑧受注者及び工事1担当課【先行工事】へコピーを渡す

※原本は工事2【兼任先新規工事】担当課が保管

受注者 ⑨主任技術者等通知書に承認を受けた写しを添付して提出

### ■他機関発注工事と兼任する場合

受注者 ①各工事の担当監督員と調整

②申請書作成

③御殿場市発注工事が先行工事の場合は工事1【先行工事】担当課へ、他機関発注工事が先行工事の場合は工事2【兼任先新規工事】担当課へ提出

※この際、他機関の総括監督員等の署名に代わるものとして、「御殿場市以外の発注者が兼任を承認したことがあきらかな書類(打合せ記録等)」の写し及び「工事請負契約書の写し(工事名、工期、契約金額、発注者、受注者の記載のある箇所)」を添付又は後日提出。

工事担当課 ④管財課へ指名停止・65点未満の工事が無いかの確認を行う。管財課は確認後、署名。

⑤兼任を認める場合、総括監督員が承認の署名(適宜、御殿場市以外の発注者へ確認の連絡)

⑥受注者へコピーを渡す

受注者 ⑦主任技術者等通知書に承認を受けた写しを添付して提出

※申請書の工事名は付帯工事があっても本体工事の工事名を記入。金額は本体工事分のみ。



(記入見本)

発注者 御殿場市長 殿

工事番号および工事名 令和6年度第〇〇号 〇〇工事

建設キャリアアップシステム現場ID 98765432109876 総工事費 139,500,000 円

受注者(元請)

住所 静岡県御殿場市萩原483番地

名称 元請建設株式会社

共済契約者番号 100-9999

建設キャリアアップシステム事業者ID 12345678901234

共済証紙購入金額 302,400 円

掛金収納書提出用台紙

様式 (取扱店→契約者)

**掛金収納書**  
(契約者が発注者へ)

金融機関コード

共済契約者番号

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に提出するものです。  
なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。

契約者氏名 殿  
(法人または事業主名)

電話番号

証紙枚数	1日券	枚	1枚当たりの販売価格	円	金額															
	10日券	枚	1枚当たりの販売価格	円	金額															
独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 印					合計金額															

発注者名 元請契約の工事番号および工事名

契約者記入欄

公共  民間  その他

※ 公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

取扱金融機関名・日付印

(掛金収納書は台紙に貼り付ける)

当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する□に✓をチェックして下さい)

1. 発注者の指示のとおり

2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

就労予定延人数 販売価格

945 人日 × 320 円 = 302,400 円

3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

総工事費 購入率 ※加入率

円 ×  $\frac{\quad}{1,000}$  ×  $\frac{\quad\%}{70\%}$  = 円

※対象工事における労働者の建退共加入率

4. その他

購入額の根拠を記入

(参考)

建設キャリアアップシステム登録情報

共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無)

本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無)

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無)

## 御殿場市電子入札運用基準

平成25年6月1日施行

この運用基準は、御殿場市（以下「市」という。）が実施する電子入札が円滑かつ適切に運用できるように必要な事項を定めたものです。

（定義）

「電子入札」：電子入札システムで処理する入札手続き

「紙入札」：紙の入札書の提出による入札手続き

「紙媒体」：参加申請書や入札書などを記録する紙

「入札参加者」：入札（見積りを含む。）に参加しようとする者

「紙入札者」：紙入札により入札に参加する者

「代表者」：入札参加資格のある団体の代表者

「受任者」：市の入札参加審査申請時に、代表者から入札（見積）権限及び契約権限（以下「入札権限等」という。）について、委任を受けた者

「ICカード」：電子認証局が発行した電子証明書

### 1 電子入札について

#### 1-1 静岡県共同利用電子入札システムについて

静岡県共同利用電子入札システムとは、電子入札システムと入札情報サービス（以下「PPI」という。）で構成されるものです。

電子入札システムとは、コンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して入札への参加申請から入札・落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）を処理するシステムです。

PPIとは、インターネット上で、入札結果等を公表するシステムです。

#### 1-2 電子入札実施の考え方について

市が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、電子入札システムで処理することとし、原則として紙媒体による参加申請書や入札書の提出は認めないものとします。

#### 1-3 PPIの運用について

電子入札案件の入札公告、入札結果の公表、その他調達手続に必要な事項の公表はPPIで行います。

### 2 電子入札システムの利用について

#### 2-1 電子証明書について

電子証明書とは、電子認証局が発行した電子的な証明書で、紙の書類に押印する印鑑に相当し、誰に発行されたものであるかを電子認証局が証明します。

静岡県共同利用電子入札システムで利用可能なICカードは、一般財団法人日本建設情報総合センターの電子入札コアシステムに対応した民間の電子認証局が発行したものです。

#### 2-2 電子入札を利用することができるICカードの基準について

市の電子入札に利用することができるICカードは、市の入札参加資格審査申請をした代表者（同申請時に代表者から入札権限等の委任を受けた場合は、その受任者）のICカードに限ります。

### 2-3 利用者登録について

初めて電子入札システムを利用する場合は、「システム利用届」(様式1)を市へ提出し、「利用者登録番号発行通知書」(様式2)の交付を受けた後に電子入札システムによる利用者登録を行ってください。

### 2-4 利用者登録等の変更について

利用者登録の内容に変更が生じた場合は、電子入札システムによる利用者登録・変更手続きを行ってください。

また、入札参加資格申請時の内容に変更が生じた場合は、利用者登録の変更だけでなく、紙媒体による変更届も市へ提出してください。

### 2-5 代理について

電子入札においては、代理は認めません。

名簿に登録された代表者の変更等によりICカードが失効する場合や失効する見込みの場合は、「6-2 紙入札による参加について」の考え方によります。

### 2-6 建設工事共同企業体(以下「JV」という。)の取扱いについて

JVにおいては、JVの代表者が単体企業として利用者登録済のICカードを使用するものとし、JV結成時に「電子入札利用届(JV用)」(様式3)を市へ提出してください。

## 3 システム障害等について

システム障害等により電子入札システムによる入開札事務の処理ができないことが判明した場合は、その状況を調査し、原因、復旧見込み等を勘案して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの処置を講じます。

### 3-1 システム障害について

電子入札システム用サーバーやネットワークなどに障害が発生し、入開札事務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じます。

この場合は、電子入札システム以外の方法(PP I、電子メール、電話、FAX等)により入札参加者(入札参加希望者を含む。以下に同じ。)に必要な事項を市から連絡するものとします。

### 3-2 システム以外の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者(プロバイダを含む。)の原因によるネットワーク障害、その他のやむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講ずることがあります。

この場合は、電子入札システム以外の方法(PP I、電子メール、電話、FAX等)により入札参加者に必要な事項を市から連絡するものとします。

## 4 入札案件登録について

### 4-1 受付期間等の設定について

参加申請書、入札書等の受付期間等は、従来の紙入札方式に準じて設定するものとします。

なお、開札予定日時は、入札書受付締切日時の翌日を原則として、案件ごとに発注者が定めます。

#### 4-2 案件登録事項の変更について

登録した案件に錯誤があった場合、その他登録内容を変更する必要がある場合は、速やかに修正し、案件名称に「(○月○日：○○変更)」等の表示を行うものとします。

この場合、すでに参加申請書等の提出済の者がいる場合は、市は確実に連絡が取れる方法により変更した旨を伝えるものとします。

なお、システム的に変更できない項目に錯誤があった場合は、当該案件を「当該案件は、登録錯誤につき取り消し、別途同一案件名で登録しました。」に変更し、新規に案件登録するものとし、すでに参加申請書等の提出済の者がいる場合、市は確実に連絡の取れる方法により変更した旨と、提出済書類の再提出を求めるものとします。

### 5 関係書類の提出について

参加申請書に添付する関係書類（以下「関係書類」という。）は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとしますが、その特性によっては紙媒体による提出を求めることがあります。

また、案件の特性によっては説明できる者による持参を求める場合があります。これらの場合は、その旨を案件公告等に明記します。

#### 5-1 関係書類の作成方法について

関係書類の作成に使用するアプリケーション（ソフトウェア）及び保存形式は下表を標準としますが、市が指定する場合があります。

No.	アプリケーション名等	ファイル形式等	備考
1	Word(Microsoft Corp.)	Word2003 形式以下	マクロは絶対に含めないでください。 保存形式によっては損なわれる機能があるので、保存したファイルを確認のうえ提出してください。
2	Excel(Microsoft Corp.)	Excel2003 形式以下	
3	PDF	PDF1.4 以上	
4	画像ファイル	JPEG 形式、GIF 形式	
5	圧縮ファイル	Lzh、Zip ただし自己解凍形式(EXE 形式)は認めません。	
6	その他	その他市が認めた形式	

#### 5-2 関係書類の提出方法について

関係書類は、原則として電子データで提出するものとし、電子入札システムの添付機能を利用して提出してください。ただし、電子ファイルの容量が3MBを越える場合は、関係書類の作成方法、提出方法を市と協議の上、その指示に従ってください。

なお、何らかの理由で関係書類を紙媒体で提出する場合は、その旨の文書（任意形式）を電子入札システムで競争参加資格確認申請書を提出する際に添付してください。

この紙媒体の提出期限は電子入札システムによる提出期限と同一とし、市は必要な関係書類をすべて受理した時点で電子入札システムにより参加申請書受付票を発行するものとします。

#### 5-3 ウィルス対策について

入札参加者は、コンピュータウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーション（ソフトウェア）を導入するなどの対策を講じてください。

ウイルス対策アプリケーションの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、関係書類等を作成、提出する場合は必ずウイルス感染チェックを行ってください。

市の担当者は、提出された関係書類その他の電子ファイルを直接閲覧等の操作をせずに、ウイルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとします。

入札参加者から提出された関係書類等がウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、電子入札システム管理者に連絡するとともに、当該関係資料を提出した入札参加者と関係書類の提出方法を協議するものとします。

## 6 入札について

電子入札では、参加申請書や入札書等は電子入札システムのサーバーに記録された時点で提出されたものとします。電子入札システムでは、これらの情報がサーバーに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示しますので、参加申請書や入札書等の提出を行った時は、必ず受信確認通知の表示を確認の上、印刷等を行ってください。なお、各受信確認通知は、提出処理を行った時のみ表示され、再表示はできませんのでご注意ください。

受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバーに到達していないので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は静岡県電子入札共同利用センター・ヘルプデスク [TEL0570-011-311](tel:0570-011-311) にお問い合わせください。

また、入札書等の内容は暗号化して記録されるため、入札書提出後（受信確認通知の表示以降）はその内容を確認することができませんので注意してください。

### 6-1 電子入札による提出について

電子入札システムによる入札受付期間は、開札予定日の前々日（午前9時から午後9時まで）及び前日（午前9時から午後4時まで）の2日間（土、日、祝日を除く。）を基本とします。

### 6-2 紙入札による参加について

次の<紙入札を認める例>に該当した場合は、制限付き一般競争にあっては入札参加申請書等の提出期限の2日前までに、指名競争入札にあっては入札書受付期限の前日までに、「紙入札方式参加申請書」（様式4）を紙媒体で市に提出し、承認を得てください。

<紙入札を認める例>

① ICカードに記載された所有者氏名、所有者所属組織名称、所有者所属組織所在地の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合

② ICカードの閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続き中の場合

※上記①、②は、社会通念上妥当な手続き期間内に限ります。

③その他やむを得ない事情があると認められる場合

### 6-3 紙入札様式による提出方法について

紙媒体による入札書の提出方法は、市が指定した開札日時に指定した場所に持参するものとします。

また、代理人が入札する場合は、委任状を持参してください。

### 6-4 電子入札から紙入札への変更について

電子入札システムによる入札処理開始後、入札参加者の都合により電子入札システムによる処理の継続ができなくなった場合は、「紙入札方式移行申請書」（様式5）を紙媒体

で市に提出し、承認を得てください。承認の基準は6-2に準じます。

#### 6-5 紙入札から電子入札への移行について

紙入札方式の承認を受けた後の電子入札への移行は認めません。

#### 7 内訳書について

入札書に添付する入札価格内訳書（以下「内訳書」という。）を市が求めた場合は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとしませんが、その特性によっては紙媒体による提出を求めることがあります。紙媒体による提出を求める場合は、その旨を案件公告等に明記します。

##### 7-1 内訳書の作成方法について

内訳書の作成に使用するアプリケーション（ソフトウェア）及び保存形式は5-1に準じます。

##### 7-2 内訳書の提出方法等について

内訳書は、原則として電子データで提出するものとし、電子入札システムの添付機能を利用して提出してください。内訳書の電子データの提出期限は電子入札の入札期限と同じです。紙入札の場合の内訳書の提出期限は6-3に準じます。

また、入札参加者が採用している積算システム等を利用して内訳書を作成し、提出する場合は、内訳書は7-1の条件を満たしてください。

##### 7-3 ウィルス対策について

ウィルス対策は、5-3に準じます。

#### 8 入札の辞退

電子入札システムで入札書提出前に辞退する場合、入札書受付期間に電子入札システムにより辞退してください。

#### 9 開札について

開札は、事前に設定した開札予定日時後に直ちに行うものとし、原則として一括開札処理で行います。

なお、紙入札方式による参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書を一括開札して立会者等の確認後、落札者の決定を行います。

##### 9-1 開札時の立会について

入札参加者は、開札に立会うことができます。ただし、入札結果の一覧はその場で確認できない場合があります。代理人が立会う場合、委任状が必要です。

また、紙入札者は紙媒体の入札書を、入札保証金の必要な参加者は入札保証金を持参し、開札に立会うことが出来るものとし、

立会を希望する参加者がいない場合は、入札事務に関係のない市の職員を立会わせるものとし、

##### 9-2 電子くじの実施について

電子入札案件で落札となるべき金額を入札した者が複数あった場合は、原則電子くじ

を実施し、落札者を決定します。

電子くじは、電子入札システムで行うくじであり、電子入札した順番、時刻及び入札時にランダムに設定される3桁の数値（入札者はその数値を任意に変更可。）を用いた演算式により、落札者を決定します。

紙入札者は任意の3桁の数値を入札書の余白に「くじ番号：〇〇〇」と記載するものとし、市の担当者がその数値を電子入札システムに入力します。ただし、くじ番号の記載がない場合には、電子入札システムによりランダムに設定された3桁の数値を採用するものとします。

### 9-3 入札書未提出の取扱について

入札書提出締切予定日時において、入札書又は辞退届が電子入札システムサーバーに未到着の入札参加者（紙入札者を除く。）は、入札を欠席したものとみなします。

### 9-4 開札の延期について

開札を延期する場合、市は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札用日時を通知するものとします。

### 9-5 開札の中止について

開札を中止する場合、市は、入札書を開封せずに電子入札システムに取止めの結果登録をし、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知します。

### 9-6 入札書提出後の辞退について

原則として、一度提出した入札書の撤回、訂正等はできません。

ただし、電子入札システムにより入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合は、市は開札までの間、参加資格喪失届（様式6）を受け付けるものとし、辞退したものとします。

### 9-7 再度の入札

入札の結果、落札者が決定しない場合、再度の入札（以下「再入札」という。）を電子入札で行います。

再入札は第1回目の入札の翌日実施を原則とし、当該案件に入札書を提出した紙入札者以外の参加者全員に電子入札システムにより、再入札通知書を発行します。

紙入札者の入札書の提出方法については、6-3に準じます。

## 10 その他

### 10-1 ICカードの不正使用

入札参加者がICカードを不正に使用した場合等には、指名停止等の処分を行うことがあります。

電子入札に参加し、開札までにICカードの不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消します。

落札後にICカードの不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後にICカードの不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとします。

<不正に I Cカードを使用した場合等の例>

- 他人の I Cカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合
- 市の入札参加資格審査申請をした代表者（同申請時に代表者から入札権限等の委任を受けた場合は、その受任者）以外の I Cカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合
- I Cカードに記載された所有者氏名、所有者所属組織名称、所有者所属組織所在地が変更になっているにもかかわらず、変更前の I Cカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合
- 同一案件に対して、複数の I Cカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出し、又は提出しようとした場合

様式 1

システム利用届

年 月 日

(あて先) 御殿場市長

(届出者)  
所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者名又は氏名

印

御殿場市の電子入札に参加する際に使用する I C カードの情報を下記のとおり届けます。

記

I C カードに記載された 所有者所属組織名称	
I C カードに記載された 所有者所属組織住所	
I C カードに記載された 所有者氏名	

※上記 I C カードの情報は、御殿場市の入札参加資格審査申請の登録内容と一致させてください。

※ I C カードに記載された所有者氏名は、御殿場市の入札参加資格審査申請で登録している代表者名（入札権限等の委任をしている場合にはその受任者名）としてください。

様式2

利用者登録番号発行通知書

年 月 日

商号又は名称  
代表者名又は氏名 様

御殿場市長 印

下記のとおり、御殿場市の電子入札システムの利用者登録番号を発行します。

記

登録番号	
商号又は名称	

- ※利用者登録番号は外部に漏洩しないように取扱いには十分注意してください。(利用者登録番号が第三者に知られると、本人になりすまして電子入札システムに参加される危険があります。)
- ※利用者登録の方法は、静岡県共同利用電子入札システムポータルサイトを参照してください。<http://www.cals-shizuoka.jp/ec/>
- ※この利用者登録番号は、御殿場市の電子入札システムのみで有効です。静岡県及び県内他市町の電子入札システムに参加する場合は、それぞれの発注機関から別途登録番号を受け取ってください。

様式3

電子入札利用届（JV用）

年 月 日

（あて先）御殿場市長

建設工事共同企業体の名称

代表者	所在地又は住所 商号又は名称 代表者名又は氏名	印
-----	-------------------------------	---

構成員	所在地又は住所 商号又は名称 代表者名又は氏名	印
-----	-------------------------------	---

構成員	所在地又は住所 商号又は名称 代表者名又は氏名	印
-----	-------------------------------	---

本共同企業体において、代表者のICカードにより御殿場市の電子入札に参加したいので、届け出ます。

様式 4

紙入札方式参加申請書

年 月 日

(あて先) 御殿場市長

(申請者)

所在地又は住所

商号又は名称

代表者名又は氏名

印

下記案件について、御殿場市の電子入札に参加できないので、紙入札方式による参加を申請します。

記

1 入札番号及び案件名称

2 電子入札システムによる参加ができない理由

---

上記について承認します。

年 月 日

様

御殿場市長

印

様式 5

紙入札方式移行申請書

年 月 日

(あて先) 御殿場市長

(申請者)

所在地又は住所

商号又は名称

代表者名又は氏名

印

下記案件について、御殿場市の電子入札の処理が継続できなくなりましたので、紙入札方式への移行を申請します。

記

1 入札番号及び案件名称

2 電子入札システムによる処理が継続できない理由

---

上記について承認します。

年 月 日

様

御殿場市長

印

様式6

参加資格喪失届

年 月 日

(あて先) 御殿場市長

(申請者)

所在地又は住所

商号又は名称

代表者名又は氏名

印

下記案件について、御殿場市における電子入札の参加資格を喪失したので届け出ます。

記

1 入札番号及び案件名称

2 理由 (該当する理由にチェック☑をすること。)

配置予定技術者の配置ができなくなったため

指名停止処分を受けたため

26御総財第1134号  
平成26年11月28日

業者各位

御殿場市財政課長

電子入札システムの利用者登録について（依頼）

日頃は当市の建設工事の円滑な遂行に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では昨年度から予定価格30,000千円以上の工事を電子入札で行っており、今年度は予定価格15,000千円以上を電子入札で行っております。

平成27年6月以降については、5月28日の建設業者説明会でも説明させていただいたとおり、全ての工事を電子入札で実施する予定ですので、電子入札システム利用者登録をされていない方につきましては、市ホームページ等を参照の上、早急に手続きをお願いします。

なお、既に登録済の方につきましては、手続きは不要ですのでご容赦ください。

問合せ

御殿場市財政課管財スタッフ

TEL0550-82-4322

FAX0550-84-3420

## 御殿場市建設工事最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、御殿場市が発注する建設工事に係る競争入札を行う場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）及び御殿場市財務規則（平成7年御殿場市規則第20号）第42条第1項（御殿場市財務規則第45条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする制度（以下「最低制限価格制度」という。）の適用について、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要領の対象となる請負契約は、予定価格が130万円以上、かつ、御殿場市建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和4年御殿場市訓令甲第10号）の適用を受けない建設工事とする。ただし、予定価格が130万円未満の建設工事であっても、市長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額が消費税及び地方消費税に相当する額を除いた予定価格（以下「入札書比較価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により前項の算定方法により難いと認める場合は、最低制限価格を、入札書比較価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とすることができる。

3 第1項の規定により算定した合計額、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た

額、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額及び前項の規定により算定した入札書比較価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額に1万円に満たない額があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 当該工事の特殊性が著しく顕著で、第1項から第3項までの規定により難しい場合においては、最低制限価格を設定しないことができる。

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、最低制限価格制度の円滑な運用を図るため、入札公告又は指名通知書に政令第167条の10第2項の適用がある旨を明示するとともに、入札参加者に周知するものとする。

(開札処理)

第5条 市長は、開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とし、当該入札者に対して、政令第167条の10第2項の規定により落札者とし、その旨を通知するものとする。

2 前項の場合で、予定価格の制限範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者に対して、落札者となった旨を通知するものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、令和5年6月1日から施行する。

## 御殿場市建設工事低入札価格調査制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、御殿場市が発注する建設工事に係る競争入札を行う場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）及び御殿場市財務規則（平成7年御殿場市規則第20号。第42条第1項（御殿場市財務規則第45条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低価格の入札者以外の者を落札者とする制度（以下「低入札価格調査制度」という。）の適用について、必要な事項を定めるものとする。

### (調査の対象)

第2条 この要領の対象となる請負契約は、予定価格が5,000万円以上の建設工事とする。ただし、予定価格が5,000万円未満の建設工事であっても、市長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

### (調査基準価格の設定及び算定)

第3条 低入札価格調査制度を適用する場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額が消費税及び地方消費税に相当する額を除いた予定価格（以下「入札書比較価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により同項の算定方法により難しいと認める場合は、調査基準価格を、入札書比較価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とすることができる。

3 第1項の規定により算定した合計額、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た

額、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額及び前項の規定により算定した入札書比較価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額に1万円に満たない額があるときは、これを切り捨てるものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、市長は、入札公告又は指名通知書に次のことを明示するとともに、入札参加者に周知するものとする。

- (1) 政令第167条の10第1項の適用があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならない場合があること。
- (3) 調査対象者は契約の内容に適合した履行が可能であるかの判断のための事情聴取に協力すべきこと。

(調査の実施等)

第5条 管財課長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がいるときは、落札決定を留保し、工事担当課長とともに、当該入札者による当該契約の内容に適合した履行の可否について、次に掲げる事項の調査を行うものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事の実施場所付近における手持工事及び契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (3) 配置予定技術者
- (4) 契約対象工事の実施場所と入札者の事業所、倉庫等との関連等の地理的条件
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と当該入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給の見通し
- (9) 過去に施工した公共工事の工事名及び発注者
- (10) 建設副産物の搬出地
- (11) 当該入札者の経営状態
- (12) その他必要な事項

2 管財課長は、調査結果を低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）に提出し、審査を受けるものとする。

3 管財課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の調査結果に、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある旨の意見を付するものとする。

- (1) 根拠資料に不備又は記入漏れがあり、調査を十分に行うことができない場合
- (2) 最低価格入札者が事情聴取等の調査に協力しない場合
- (3) 設計図書の仕様等に適合しない場合
- (4) 工事費内訳明細書の積算根拠が適正でない場合（下請等の見積りが反映されていない場合等）
- (5) 労務単価が地域別最低賃金を下回っている場合
- (6) 工事費内訳書及び工事費内訳明細書に整合性がない場合
- (7) 専任の監理技術者又は主任技術者の配置が義務付けられる工事で、配置予定技術者の資格及び雇用関係が確認できない場合
- (8) その他、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合（失格基準価格）

第6条 市長は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判定するための数値的判断基準として、失格基準価格を設定することができる。

2 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

3 前項の規定により算定した合計額に1万円に満たない額があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 市長は、失格基準価格を設定したときは、入札公告又は指名通知書に明示するとともに、入札参加者に周知するものとする。

5 当該工事の特殊性が著しく顕著でこれらの規定により難しいと認める場合は、第1項の規定による失格基準価格を設けず、又は第2項に規定する率によらないことができるものとする。

6 前条第1項の規定にかかわらず、管財課長は、失格基準価格を下回る価格で入札を行った者があるときは、同項の調査を行わないものとし、当該入札者を失格とする。

（低入札価格審査委員会）

第7条 低入札価格調査制度の適正な運用を図るとともに、第5条第1項の調査結果について審査を行うため、委員会を置く。

2 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 総務部担当副市長

- (2) 委員 総務部長、都市建設部長、管財課長、工事担当の部長及び課長
- 3 委員長は、会務を総括する。
  - 4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。
  - 5 委員長は、委員会の結果を市長に報告するものとする。
  - 6 委員会の会議は、委員長が招集する。
  - 7 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
  - 8 会議の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決定する。
  - 9 委員長は、必要があると認めるときは関係職員を会議に出席させることができる。
  - 10 会議は、公開しない。
  - 11 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(審査結果による措置)

第8条 市長は、委員会の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認められるときは、直ちに当該入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

2 市長は、委員会の審査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、当該入札者を落札者とせず、予定価格の制限範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、次順位者について第5条第1項の調査を行う。

3 市長は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としていない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するものとする。

(契約締結における条件)

第9条 調査対象者が落札した場合は、次のことを契約締結の条件とする。

(1) 主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者を専任で1名現場に補助技術者として配置し、主任技術者（監理技術者）を補佐し工事の品質確保に努めること。ただし、市長が、特に必要と認める場合は、補助技術者を、監理技術者資格を有する者としてすることができる。

(2) 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることができない。

(契約後の措置)

第10条 市長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が落札者となった場合は、当該契約に係る建設工事の施工の監視、監督及び検査体制を強化することとし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 調査で提出させた資料、調査記録等の当該契約に係る建設工事の監督員への引き継ぎ
- (2) 施工体制台帳及び施工計画書の内容のヒアリングの実施（ヒアリングの内容が低入札価格調査時の内容と異なるときは、ヒアリングの実施及び内容が異なる理由の確認）
- (3) 施工体制の確認及び配置技術者等の専任把握のための随時点検  
（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令甲は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令甲の施行の際、現に締結されている契約に係るものについては、なお従前の例による。

## 建設工事等競争入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、建設工事（以下「工事」という。）の請負契約、測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務等の建設関連業務の委託契約及び工事材料の製造請負契約について、御殿場市が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被担保者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債権
- (4) 市長が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価格が額面と異なるときはその発行価格）の10分の8に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保証保険を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知うえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札の辞退)

第6条 指名の通知（入札執行について（通知）をいう。以下同じ。）を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名の通知を受けた者は、入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする

る。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を市に直接持参、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届を提出して行う。
- (3) 電子入札にあつては、電子入札締切り日時までに電子入札システムにより入札辞退届を提出して行う。なお、やむを得ないと認められる場合には、発注者の承諾を得て書面により提出することができる。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第 6 条の 2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札）

第 7 条 入札書は、封印のうえ、表面に「番号、工事等の名称、入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所・氏名を記載して公告又は指名の通知に示した日時及び場所において提出しなければならない。ただし、電子入札による場合は、公告又は指名通知に示した日時までに電子入札システムにより入札するものとする。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときはその委任状を持参させなければならない。

（入札書の書換等の禁止）

第 8 条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第 9 条 開札前において天災、地変その他やむをえない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（開札）

第 10 条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わない時は、当該入札事務に関係ない市職員を立ち合わせる。

（入札の無効）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 電子入札による場合、有効な電子証明書を取得していない者のした入札

- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (9) 談合その他不正の行為により入札を行ったものと認められる者の入札
- (10) 同一事項の入札について、2 以上の入札をした者の入札
- (11) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (12) 同一事項の入札について 2 以上の代理をした者の入札
- (13) 前各号に定めるもののほか市の他の規定又は指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第 12 条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したほかの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 第 1 項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格又は失格基準価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第 13 条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、電子入札による場合は市が指定した開札日時に再度の入札を行う。

- 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 第 11 条第 1 項第 1 号から第 4 号及び第 8 号から第 12 号までの規定に基づき無効とされた入札
- (2) 前条第 2 項の規定による最低制限価格又は失格基準価格に達しない入札

(再度入札の入札保証金)

第 14 条 前条の規定により再度入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が 2 以上ある場合の落札者の決定)

第 15 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。ただし、電子入札による場合は、電子入札システムによりくじ引きを行う。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第 16 条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の指名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。ただし、電子入札による場合は、電子入札システムにより通知する。

(契約の締結)

第 17 条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して 7 日以内に、別記契約書式により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

3 前項の場合において入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第 18 条 契約書の作成を省略する場合は、請書を徴する。この場合においては、前条を準用する。

(契約の確定)

第 19 条 契約書を作成する契約にあたっては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、予定価格が 1 億 5 千万円以上の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年御殿場市条例第 5 号）の定めるところにより、議会の議決があったときに当該契約が成立する。

(入札保証金の返還)

第 20 条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては、当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第 21 条 落札者は、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が保険会社との間に市を被担保者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。

(3) 公告又は指名の通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第 22 条 前条の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 第 3 条第 1 項各号に掲げるもの

(2) 銀行その他市長が確実に認める金融機関の保証

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

2 前項に掲げる担保の価値は、同項第1号に掲げるものにあつては第3条2項に定める額、同項第2号及び第3号に掲げるものにあつてはその保証する金額とする。

(履行保証保険証券等の提出)

第23条 落札者は、第21条第1項第1号若しくは第2号の規定により契約保証金の全部若しくは一部を納付しないこととする場合、又は前条第1項第2号若しくは第3号の規定により契約保証金に代わる担保の提供をしようとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書を提出しなければならない。

(異議の申立)

第24条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書図面、契約書式及び現場についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第25条 この規定は、随意契約について準用する。

付 則

この規定は、昭和54年11月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成9年6月1日から施行する。ただし、平成9年6月1日前に契約を締結したものは、なお従前の例による。

付 則

この規定は、平成25年6月1日から施行する。ただし、平成25年6月1日前に契約を締結したものは、なお従前の例による。

付 則

この規定は、令和4年6月1日から施行する。ただし、令和4年6月1日前に契約を締結したものは、なお従前の例による。

付 則

この規定は、令和5年6月1日から施行する。ただし、令和5年6月1日前に契約を締結したものは、なお従前の例による。

(令和7年5月30日業者説明会配布資料)

# 工事における留意点

(土木・建築)

令和7年5月

御 殿 場 市

管財課 工事検査室

## 目 次

- (1) 現場代理人・主任技術者について
- (2) 現場代理人とは
- (3) 主任技術者及び監理技術者の職務等
- (4) 監理技術者とは
- (5) 専任を要しない期間
- (6) 品質証明員について
- (7) 補助技術者について
- (8) 作業主任者等について
- (9) 法定外の労災保険の付保について
- (10) コリンズの登録について
- (11) 下請負人等通知書について
- (12) 施工体制台帳・施工体系図について
- (13) 照査について
- (14) 施工計画書について
- (15) 写真管理について
- (16) 工事記録簿について
- (17) 再生資源利用促進計画書、マニフェスト、産業廃棄物処理について
- (18) 現場掲示物について
- (19) 安全訓練等について
- (20) 建退共について
- (21) その他
- (22) 参考資料と仕様書

※ .....下線部は昨年度の資料から加筆・修正等した箇所です

## (1)現場代理人・主任技術者について

現場代理人・主任(監理)技術者通知書は、契約後速やかに必要書類を添付の上、提出して下さい。主任(監理)技術者の必要な資格を証する合格証明書の写しを添付して下さい。

また、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です(恒常的な雇用関係とは入札参加申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係)。

現場代理人及び主任(監理)技術者の配置は建設業法、契約条項等関係法令を遵守し適正な配置をして下さい。

### 【現場に配置する技術者の資格等】

許可を受けている業種		<指定建設業>(7業種) 土木一式 建築一式 管工事 鋼構造物 舗装 電気 造園			<その他>(左記以外 22 業種) 大工・左官・とび、土工・石・屋根・タイル・れんが・ブロック・鉄筋・しゅんせつ・板金・ガラス・塗装・防水・内装仕上・機械器具設置・熱絶縁・電気通信・さく井・建具・水道施設・消防施設・清掃施設・解体		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請け代金の合計		5,000万円以上 *1	5,000万円未満 *1	5,000万円以上は下請契約不可 *1	5,000万円以上	5,000万円未満	5,000万円以上は下請契約不可
工事現場の技術者制度	工事現場に配置すべき技術者	監理技術者		主任技術者	監理技術者		主任技術者
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物 または 多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*2 であって請負金額が <b>4,500万円</b> *3 以上となる工事					
	監理技術者資格証の必要性	公共工事、 監理技術者の専任を要する民間工事の時に必要	必要なし		公共工事、 監理技術者の専任を要する民間工事の時に必要	必要なし	

※「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて(令和7年2月改定)」中部地整作成より抜粋

\*1 建築一式工事の場合 **8,000万円**

\*2 ①国又は地方公共団体が注文者である施設または工作物に関する建設工事

②鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水道、消防施設、電気施設、ガス施設、学校図書館、美術館、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、公衆浴場、教会、工場等(個人住宅・長屋を除くほとんどの施設が対象)の建設工事

\*3 建築一式工事の場合 **9,000万円**

## (2)現場代理人とは

現場代理人とは、受注者の代理人として一切の事項を処理します。請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金の変更、請負代金の請求及び受領、第23条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに請負契約解除に係る権限を除き請負契約に基づく受注者の一切の権限を行使できます。

ただし、御殿場市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和について該当する工事は、現場代理人を兼務することができます。各々の工事の総括監督員と調整の上、「現場代理人兼任申請書」を工事担当課へ提出して下さい。

## (3)主任技術者及び監理技術者の職務等

主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設の施工計画書の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければなりません。(建設業法第26条の3)

## (4)監理技術者とは

監理技術者とは、下請負者を適切に指導監督し、総合的な役割を行うものとなります。

- ・下請負契約の契約代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合は監理技術者を置かなければなりません。
- ・工事の途中で下請負契約の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となった場合は、その時点から主任技術者から監理技術者への変更が必要となります。

## (5)専任を要しない期間

専任の主任(監理)技術者は専任を要しない期間以外、契約工期の期間中は他の職務(他の現場での作業、立会い等)はできませんのでご注意ください。

(※国土交通省作成「監理技術者制度運用マニュアル」令和7年2月 参照)

## (6)品質証明員について(土木工事)

当初請負金額が1億円以上の工事又は低入札工事の場合必要となります。

- ・品質証明員は当該工事に従事していない社内の者とします。また、原則として品質証明員は検査に立ち会わなければなりません。
- ・品質証明員の資格は、10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは一級土木施工管理技士の資格を有するものとします。
- ・品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督員に提出しなければなりません。また、品質証明員を変更した場合も同様とします。
- ・受注者は品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を施工計画書のその他に記載しなければなりません。

(土木工事共通仕様書第3編 土木共通編-10・・・品質証明を転記)

## (7) 補助技術者について

御殿場市建設工事低入札価格調査制度実施要領第9条の規定により、低入札工事は主任技術者(監理技術者)とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者を専任で1名現場に補助技術者として配置しなければなりません。

また、現場代理人、主任技術者(監理技術者)、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることができません。

## (8) 作業主任者等について

工事現場における労働災害の防止を目的とした有資格者(作業主任者及び技能者)の配置の内、作業主任者の配置は労働安全衛生法第14条で規定されており、作業主任者を選任すべき作業は、施行令第6条第1項第1号から第23号で規定されています。また、作業主任者は、当該作業に従事する労働者に対する指揮を行わなければならないこととされています。

### ① 作業主任者

主な作業主任者は以下のとおりです。

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| (例)・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 | ・酸素欠乏危険作業主任者など    |
| ・コンクリート破砕器作業主任者        | ・型枠支保工の組み立て等作業主任者 |
| ・足場の組立て等作業主任者          | ・ガス溶接作業主任者        |
| ・建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者     | ・有機溶剤作業主任者        |

### ② 有資格者(技能士等)

作業主任者ではないが、技能者として資格が必要な技能は、以下のような技能があります。

- |           |                |            |
|-----------|----------------|------------|
| (例)・玉掛け技能 | ・車両系建設機械運転技能   | ・高所作業車運転技能 |
| ・ガス溶接技能   | ・小型移動式クレーン技能など |            |

※技能検定職種は職業能力開発促進法(昭和44年)に基づくもので労働安全衛生法の作業主任者や技能士とは違うものなのでご注意ください。

- |          |         |               |
|----------|---------|---------------|
| (例)・とび作業 | ・鉄筋組立作業 | ・コンクリート圧送工事作業 |
|----------|---------|---------------|

## (9) 法定外の労災保険の付保について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正に伴い、「法定外の労災保険」の付保が要件化されました。御殿場市建設工事請負契約約款の規定により、関係書類の提示が必要です。

## (10) コリンズの登録について

工事請負代金額が500万円以上の工事については、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成等の情報登録確定前に監督職員に提出し、確認を受けて下さい。

受注時は、監督職員の確認を受けた上、契約後10日以内(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に登録して下さい。工期、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者が変更した場合は変更登録が必要となります。また、変更契約で請負代金が500万円以上になった場合も登録が必要です。完成時は完成日から10日以内(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に登録を行うようにして下さい。

なお、変更時と完了時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できます。

## (11) 下請負人等通知書について

### ・下請負人通知書提出の義務付け廃止について

御殿場市建設工事執行規則及び契約約款の改正(令和6年6月1日施行)により、令和6年6月以降に契約する工事は、下請負人等通知書提出の義務付けを廃止しました。(必要があると認めるときは、請求する場合があります。)

下請負の状況は施工体制台帳及び施工体系図により把握可能なため、提出書類簡素化の一環として義務付けを廃止するものです。

### ・下請負人の社会保険加入の義務付けについて

御殿場市建設工事契約約款の改正(令和6年6月1日施行)により、令和6年6月以降に契約する工事は、社会保険等未加入建設業者を受注者が直接締結する下請契約の相手方(一次下請業者)としてはならないこととしました。施工体制台帳等で、下請契約の相手方が社会保険等に加入していることを確認してください。

## (12) 施工体制台帳・施工体系図について

入札契約適正化法により、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結する時は、その金額に係らず、施工体制台帳を作成し、施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。(2次以降下請負業者がいる場合は再下請負通知書の写しも提出)

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負業者の施工分担関係が分かるようにした図のことで、工事の期間中、工事現場の関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示する必要があります。

施工体制台帳は、建設業法で受注者において5年間の保存が義務付けられています。

参考書式は国・県のHPより、ダウンロードが可能です。なお、建設業法の改正により記載事項が変更していますのでご注意ください。

## (13) 照査について

工事を施工する場合は、事前に「設計図書の照査」を必ず実施し、監督職員に照査結果を書面で報告することが必要です。照査を行わずに工事を進めると、重大な欠陥、手戻りが生じる恐れがありますので十分留意願います。

＜土木工事共通仕様書＞

### (設計図書の照査)

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号※1に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含む。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

※1 御殿場市建設工事請負契約約款書 第17条第1項第1号から第4号

＜照査の必要性＞

発注図書の断面等が、発注者が測量以降に変状、測量ミスなどにより、必ずしも発注図書のとおり施工しても良いとは限らないことから、事前に十分照査することが必要となります。

## (14) 施工計画書について

工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を速やかに監督員へ提出しなければなりません。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければなりません。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければなりません。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとします。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械及び使用機械
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
- (7) 施工管理計画
- (8) 安全管理
- (9) 緊急時の体制及び対応<sup>※1</sup>
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) 創意工夫等
- (15) その他

※1 (9) 緊急時の体制及び対応に記載する臨時情報の表記は、気象庁の運用変更(H29.11～)に伴い 東海地震 → 南海トラフ地震 に修正してください。

### ◆ 施工計画書作成における注意事項

- ・契約後、速やかに照査を行い、施工計画を検討し、施工計画書を作成し監督職員に提出して下さい。
- ・専門的な工法や、作成に時間を要する工種は、その工種の着手前までに施工計画書として提出すればよい。ため、全体の基本事項が記載された施工計画書の提出が遅れることのないようにして下さい。
- ・作業時間及び休日等は必ず記載して下さい。
- ・計画工程表は早期着手を心掛け、契約工程表より詳細に作成して下さい。
- ・設計内容、現場状況を的確に把握して、必要な手順、施工方法等について記載して下さい。特殊な工法や標準品以外の材料を使用する場合メーカーの施工要領書などを利用し作成して下さい。
- ・出来形管理一覧表には測定項目、規格値及び測定基準を必ず記載して下さい。
- ・道路工事の場合、横断図を基本とし幅員管理(総幅を含む)を行って下さい。
- ・品質管理一覧表には測定項目、試験項目を記載して下さい。なお、試験項目については、実際に試験を行うものと試験成績表等による確認を行うものが判別できるように記載して下さい。(施工規模による区分など)
- ・工事の種類、規模、施工条件等により、出来形管理基準や品質管理基準によりがたい場合は、監督職員と協議の上、管理方法を決め記載して下さい。
- ・当該工事に合致していない余分な記載はしないこと。
- ・工程管理は、無理のない工程計画を立て、定期的に進捗状況を把握し、必要な見直しを行わなければなりません。
- ・工期内に“現場が終われば良い”ではなく、“工期内に完成検査を実施できる”ように工程管理をして下さい。
- ・一般的な内容の施工計画書ではなく、契約工事に沿った施工計画書として下さい。
- ・施工計画書に記載されている品質管理、試験等は実施して下さい。
- ・中間検査時には施工中の工程を含めて施工計画書を提出して下さい。

- ・施工計画の変更や追加工事が発生した場合はその部分を反映させた変更施工計画を提出して下さい。

#### (15) 写真管理について

- ・工事の進捗に合わせ、撮り忘れのないように注意して下さい。特に、不可視部分については、必ず写真での管理を実施して下さい。(関連工事にも注意願います。)
- ・工事写真については、施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後可視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況の撮影を行い、適切な管理のもとに保管し、工事完成時に提出して下さい。
- ・遠近の撮影を使い分け、全体が確認出来る様に撮影して下さい。
- ・黒板の誤記、若しくは判読しにくい場合は、余白部分に補足説明書きをして下さい。
- ・設計書の工種に捉われず、構造物の工程を追って整理して下さい。
- ・土砂や産業廃棄物の搬出状況を撮影してください。
- ・「静岡県土木工事施工管理基準－写真管理基準」、「工事写真撮影ガイドブック」(建築工事編及び解体工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)などを参考の上、記録するようにして下さい。

#### (16) 工事記録簿について

- ・工事記録には、安全訓練、監督職員及び関係者の立会い(段階確認や地元調整等)、書類提出日、工事完了日、社内検査日、法定検査日等も記入して下さい。
- ・作業は、工種名、作業内容や測点を記載し、コンクリート構造物は打設日のみでなく、型枠脱型日も記載して下さい。

#### (17) 再生資源利用計画書、マニフェスト、産業廃棄物について

- ・再生資源利用計画書・実施書については、建設副産物情報交換システム(コブリス)により提出して下さい。(全ての工事で作成・提出)
- ・解体工事が主となる工事以外マニフェストのコピーは必要ありません。原本を監督員に提出し、監督員確認後に返却します。また、検査時に原本を準備して頂く場合もあります。
- ・自社運搬については確実に自社運搬表示を行って下さい。仮置き場までの運搬も同様です。特にリース車両には注意して下さい。また、実車車番、最大積載量のわかる写真を撮影するようにお願いします。
- ・産業廃棄物処理関係の委託契約書は許可証の写しを添付の上、提出するようにして下さい。また、工期延期や増工により産廃契約が変更や追加になった場合も委託契約を行い、その都度、契約書を提出して下さい。
- ・静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第10条の規定に定める実地確認をしてください。(完成書類としての書類提出は不要です。検査時に実施の確認をします。)
- ・資源有効利用促進法省令の一部改正(第1弾)(令和5年1月施行)により、省令に規定する一定規模以上の工事は再生資源利用(促進)計画を公衆の見えやすい場所に掲示することが規定されました。
- ・資源有効利用促進法省令の一部改正(第2弾)(令和6年6月施行)により、省令に規定する一定規模以上の建設発生土を搬出する場合、「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果

票」の作成及び公衆の見えやすい場所に掲示することが規定されました。

また、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、搬出先の管理者に受領書の交付を求め搬出先が計画と一致することを確認するとともに、受領書の写しを5年間保存することが規定されました。

- ・電子マニフェストの運搬車両番号の入力漏れにご注意ください。
- ・再生資源利用(促進)計画書・実施書の再生資源の供給元、建設発生土の搬出先のコード番号の入力誤りにご注意ください。

## (18)現場掲示物について

- ・下記については**公衆及び工事関係者**に見やすい場所に掲示して下さい。  
建設業許可証・・・建設業法第40条 掲示義務は元請業者のみ  
施工体系図・・・・・・建設業法第24条の8 下請業者の建設業許可表示等が追加  
再生資源利用(促進)計画・・・資源有効利用促進法 省令  
(建設副産物情報交換システム(コブリス)により、現場掲示用様式を印刷できます。)  
再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票・・・資源有効利用促進法 省令
- ・下記については**工事関係者**に見やすい場所に掲示して下さい。  
労働保険関係成立票・・・労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条  
作業主任者一覧(有資格者一覧)・・・労働安全衛生法第14条  
建退共ステッカー、緊急連絡先、各種安全関係等
- ・浄化槽工事は、浄化槽工事業者標識設置義務が有りますので掲示して下さい。

## (19)安全訓練等について

- ・工事着手後、作業員全員(下請業者、交通誘導員、オペレータ等)の参加により月当たり、半日以上時間を割り当て実施して下さい。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事もできます。また、実施項目は、なるべく具体的に記入し、実施状況写真を添付して下さい。また、工事記録簿へ記入して下さい。
- ・主旨を理解し、形式だけの記録にならないように積極的な取組を行わなければなりません。
- ・KYミーティング(施工時毎日)、新規入場者教育、安全巡視(施工時毎日)及び店社パトロール(月1回)を行い、記録しなければなりません。
- ・建設機械、工具、足場、仮設材等はチェックリストや点検表で、施工時毎に点検を実施し、記録して下さい。

## (20)建退共について

- ・建退共受払簿の写しと下請業者に払出しをしている場合は受領書、下請業者に払出しをしていない場合には辞退届の写しを提出して下さい。

## (21) その他

- ・創意工夫・工事特性・社会性などに関する実施状況

### ◆創意工夫について

- (1)創意工夫には理由と効果を記載して下さい。作業環境の改善なども含まれます。
- (2)構造に影響がある場合や官地内に新たに設置する構造物の創意工夫は、監督員に事前に確認して下さい。
- (3)工法の変更や材料の追加がある場合は「協議」→「施工計画」→「材料承認」が必要になりますので注意して下さい。
- (4)創意工夫を実施することにより向上すること及びその説明を記載して下さい。

### ◆地域貢献について

- (1)清掃活動については定期的な実施をするようにして下さい。  
(例:毎週○曜日、隔週の○曜日など)
  - (2)清掃活動の実施個所は道路、河川、公共施設、区長の依頼箇所などを基本とします。
  - (3)演習場内の清掃活動は市内の会社から演習場地の間で実施して下さい。
- ・「静岡県盛土等の規制に関する条例」及び「御殿場市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に抵触する盛土行為については十分に注意して下さい。
  - ・「特殊車両通行許可」、「特定建設作業届出(騒音・振動)」等の法定手続きに遺漏が無いよう十分に注意して下さい。
  - ・労働安全衛生法等の改正により、高所作業時の安全帯の規格が変わりました。  
安全帯から「墜落制止器具」となり、旧規格の墜落制止器具は使用できません。原則「フルハーネス型」となりました。
  - ・社内検査は必ず実施し、工事写真、工事記録簿等により実施状況が分かるようにしてください。

## (22) 参考資料と仕様書

### ◆参考資料

- ・「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」  
国土交通省 中部地方整備局 [令和7年2月改定\(PDFファイル\)](#)
- ・「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法」  
国土交通省 関東地方整備局 [令和7年2月改定\(PDFファイル\)](#)
- ・「監理技術者制度運用マニュアル」国土交通省 [令和7年2月改定\(PDFファイル\)](#)

### ◆最新版の土木工事共通仕様書等

- 土木工事共通仕様書……………[令和6年9月\(PDFファイル\)](#)
- 土木工事施工管理基準……………[令和6年9月\(PDFファイル\)](#)
- 土木・農林工事 現場実務の手引き……………[令和7年4月\(PDFファイル\)](#)
- 御殿場市土木工事提出書類チェックシート…[令和7年6月1日版\(本資料末尾に添付\)](#)

### ◆最新版の建築関係仕様書等

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編:[令和7年版](#))
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編:[令和7年版](#))

公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編:令和7年版)  
公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編:令和7年版)  
公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編:令和7年版)  
公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編:令和7年版)  
公共建築木造工事標準仕様書(令和7年版)  
建築工事標準詳細図(令和4年版)  
公共建築設備工事標準図(令和7年版)  
建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)  
工事写真撮影ガイドブック(建築工事編及び解体工事編:令和5年度版)  
工事写真撮影ガイドブック(電気設備工事編:令和5年度版)  
工事写真撮影ガイドブック(機械設備工事編:令和5年度版)  
静岡県建設工事監督・検査実務要覧【建築・設備工事】(令和6年度版)(PDFファイル)  
御殿場市建築・設備工事様式集(請負必携)(令和7年改定)

※ (PDF ファイル) となっているものは国、県の  
HP で閲覧、ダウンロードできます。

項 目	細 目	御殿場市基準			
		標準工事 500万円以上	小規模工事 130万円以上 500万円未満	少額工事 130万円未満	
契約書	当初・変更				
建設業退職金共済組合掛金収納書	契約締結後「掛金収納書提出用台紙」に貼付けし提出				
保証証書(契約保証)等	契約締結時(請負金額300万円以上)				
保証証書(前払金保証)等	前払金請求時(請負金額300万円以上)				
工程表(契約締結後10日以内)	当初 変更 変更した部分は朱書き			省略	
主任技術者等通知書 (現場代理人・専門技術者含む)	主任技術者は、 <b>4,500万円</b> 以上は専任、変更増で <b>4,500万円</b> 以上になった場合は、その時点で通知書を再提出。下請契約総額 <b>5,000万円</b> 以上は監理技術者	資格者を示す書類添付	資格者を示す書類添付	施工計画書に記載	
品質証明員通知書	品質証明対象工事(請負金額1億円以上、低入札調査実施工事のみ)				
補助技術者通知書	(予定価格5,000万円以上の低入札調査実施工事のみ)				
請負代金内訳書	発注者の請求のあった場合、契約締結後10日以内(契約約款第4条)				
法定外労災保険証	監督員に提示する				
設計図書照査・起工測量報告	契約締結後速やかに実施			必要により	
施工計画書	1 工事概要			別 様 式 記 入 例	
	2 計画工程表				
	3 現場組織表				
	4 指定機械(使用機械)	機械の名称、規格、指定番号、台数			省略
	5 主要資材	品名、規格・寸法、製造会社名			
	6 施工方法	具体的施工方法(仮設備計画、工事用地等含む)			省略
	7 施工管理計画	工程管理、出来型管理、品質管理、写真管理			省略
	8 安全管理	安全訓練等の実施は月あたり半日以上(具体的計画を記載)			
		埋設物確認書(別途提出可)			
		架空線等上空施設(別途提出可)			
	9 緊急時の体制及び対応	緊急時の連絡系統、連絡方法を系統図で記入			
	10 交通管理	主要資材・発生土等の運搬経路、交通規制図(予告看板、歩行路確保)			
	11 環境対策	騒音、振動、水質汚濁等について周辺住民対策			省略
	12 現場作業環境の整備				省略
	13 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法	建設副産物の量及び処理方法、処理場所			
建設廃棄物処理委託契約書等写し(別途提出可)					
再生資源利用計画書 ※コブリスに入力し提出 ※省令に規定する一定規模以上の建設資材を搬入する場合は現場にも掲示					
再生資源利用促進計画書 ※コブリスに入力し提出 ※省令に規定する一定規模以上の副産物を搬出する場合は現場にも掲示					
14 創意工夫等	再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票(現場にも掲示) ※省令に規定する一定規模以上の建設発生土を搬出する場合のみ				
	高度技術、創意工夫、地域貢献等について提案を記載				
15 その他	設計図書、監督員より指示のあったもの				
現場閉所計画表	(週休2日推進工事のみ)				
工事实績データ (500万円以上)	当初契約時 登録内容確認書(契約後土日祭日を除く10日以内)			/	
	変更契約時 登録内容確認書(契約後土日祭日を除く10日以内)				
	完成時 登録内容確認書(完成後10日以内)				
下請人通知書	提出不要(請求があった場合は提出)	-	-	-	
施工体制台帳	施工体制台帳	下請業者建設業許可書写し(施工能力を確認)			
	再下請負通知書	下請業者主任技術者資格証写し(資格確認)			
	施工体系図	(現場にも掲示)			
	下請負契約書(写)	金額、工種、数量を明記			
施工協議書					
工程月報					
休日・夜間作業届	電話連絡のみで協議可、実施を工事記録簿に記載	-	-	-	
段階確認・立会願	電話連絡のみで協議可、実施を工事記録簿に記載	-	-	-	
材料承諾願	鋼材・コンクリート二次製品・その他材料	JIS規格品、JIS規格外品、JIS指定工場製品、JIS指定外工場製品で取扱いが相違	一括承諾一覧表を提出・一括承諾のないものは個別に提出	一括承諾一覧表を提出・一括承諾のないものは個別に提出	一括承諾一覧表を提出・一括承諾のないものは個別に提出
	コンクリート積ブロック U型側溝用蓋	品質規格適合通知書の写し、製品検査表			
	レディーキャストコンクリート(JIS工場) * *非JIS工場は別途	JIS表示許可の写し			
		配合報告書(様式1)			
		配合報告書(様式2)			
		骨材試験成績表(様式3)			
	加熱アスファルト混合物	アルカリ骨材反応性試験成績表			
		化学混和剤(AE剤、減水剤標準型、AE減水剤標準型を除く)の場合、結果報告書をもとに協議			
		材料試験成績表			
	盛土材(路体材・路床材)	アスファルト試験成績表			
室内配合設計書					
現場配合設計書					
路盤材	試験結果表				
道路用碎石	道路用碎石品質管理試験表				
	品質証明書				
	材料試験結果報告書(粒度、含水比等)				

※太字部分は昨年度の資料から加筆・修正等した箇所です。

項目	細目	御殿場市基準		
		標準工事	小規模工事	少額工事
		500万円以上	130万円以上 500万円未満	130万円未満
完成届出書				
表紙・目次	目次はこのチェックリスト項目に順ずる			
出来形管理	数量総括表	数量総括表 設計計上数量に対する出来形数量の過不足のチェック		
	出来形管理表	面積計算、数量計算表等数箇所抽出してチェック 中間・完成検査測定値(赤書)・段階確認測定値(青書)		
	舗装データシート	舗装ある場合、品質管理含む		
段階確認一覧表				
工事記録簿	着手から完成日まで 土日・祝祭日明示	安全訓練・段階確認等の記載及び立会、検査等の監督員氏名も記載する	省略	省略
現場閉所実施表	(週休2日推進工事のみ)			
安全・訓練等の実施報告書	月あたり半日以上実施状況写真添付(詳細資料は不要)			
材料検査簿	主要な工事材料(鋼材、セメント、杭等)で完成検査時に外部から明視できないもの、納入伝票原本は整理して監督員に提示(監督員確認)		省略	省略
搬入・搬出調書	材料検査簿、マニフェスト整理表で確認できるものは不要(CO殻、AS殻等)			
建設副産物	マニフェスト整理表 マニフェスト原本は整理して監督員に提示(監督員確認)			
	コブリス 再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書			
	建設発生土受領書写し(省令に規定する一定規模以上の建設発生土を搬出した場合のみ)			
残土処分	残土処分地位図、平面図、運搬経路、写真			
交通誘導員整理表	伝票原本は整理して監督員に提示(監督員確認)			
工事写真帳	写真管理基準による			
建設業退職金共済証紙受払簿(写)	下請負人の受領書、辞退書写し添付			
創意工夫等報告書	創意工夫、工事特性、社会性等に関する実施状況(別紙4)			
品質証明書	品質証明対象工事(請負金額1億円以上、低入札調査実施工事のみ)			
品質管理表	測点数が10点以上は工程能力図又は品質管理図表(ヒストグラム等)を作成			
盛土	土の粒度、含水量試験	土の粒度、含水量試験 路床材料1000㎡に1回		
	現場密度試験	路体1000㎡に1回 路床500㎡に1回		
	ブルフローリング試験	路床・路体仕上げ後、全幅、全区間		
路盤	締固め密度試験	2000㎡までは3個、2000㎡以上は1000㎡につき1個追加		
	平板載荷試験	1000㎡に2回		
300㎡以下省略可	ブルフローリング試験	全幅、全区間(2000㎡以上)		
	舗装	骨材、As混合物の材料試験	試験練り検査結果により省略可	
300㎡以下省略可	温度測定110℃以上(トラック1台ごと)	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		
	密度測定	2000㎡までは3個、2000㎡以上は1000㎡に1個追加		
レディミクストコンクリート	レディミクストコンクリート強度試験成績報告書(様式4)	1品種150㎡に1回6個、σ7(3個)、σ28(3個)		
	コンクリート強度検査報告書(様式5)	1品種50㎡未満の場合、生コン工場におけるσ28の品質検査結果を提出		
	コンクリート強度管理表(様式6)			
	気温及びコンクリート打設記録表(様式7)	管理対象構造物(高さ2m以上の擁壁・橋台・橋脚・内空4㎡以上の函渠・1工種10㎡以上のもの)		
	コンクリートテストハンマーによる強度試験結果表(様式8)			
	コンクリート中の塩化物含有量測定表(様式9)	管理対象構造物(高さ2m以上の擁壁・橋台・橋脚・内空4㎡以上の函渠・1工種10㎡以上のものの鉄筋構造物)		
	スランプ試験	強度試験用供試体採取時及び品質が変化したとき		
	空気量測定記録表	〃		
	アルカリ骨材反応抑制対策	コンクリート使用前に監督員に報告		
	セメントコンクリート二次製品	コンクリートブロック積	1000個又はその端数を1ロット(2個)として形状寸法、強度試験結果を監督員に報告	
U型側溝用溝蓋		1000個又はその端数を2枚1組として形状寸法、強度試験結果を監督員に報告		
ガス圧接	ガス圧接資格証明書			
	ガス圧接工事検査報告書			
	鉄筋ガス圧接部・超音波探傷検査成績書			
使用材料品質証明書	一覧表(NO.28)			
	鋼材	鋼材検査証明書		
	セメント及び混和材料(JIS製品以外)			
	セメントコンクリート製品(JIS製品以外)			
使用材料品質証明書 その他	塗装			
	レディミクストコンクリート	レディミクストコンクリート取扱基準による		
	セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品取扱基準による		
	盛土材料	盛土材取扱基準による		
	再生下層路盤 その他	出荷日直近のデータ、出荷量データも合せて添付 検査証明書及び出荷証明書等		

自主管理・提出項目は必ず担当者との協議